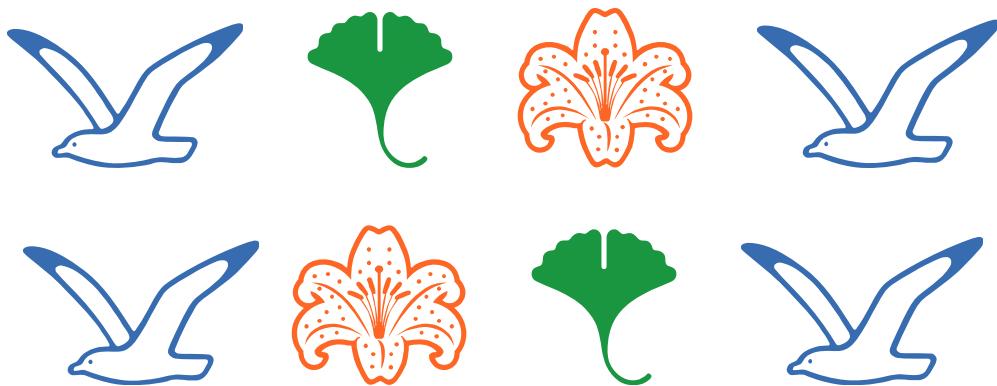


平成30年度

有料老人ホーム運営講習会資料



平成30年5月23日

平成30年5月25日

神奈川県福祉子どもみらい局

福祉部 高齢福祉課

目 次

I 高齢者福祉関係法令の改正について	
1 老人福祉法の一部改正	2
2 介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正	2
II 神奈川県有料老人ホーム設置運営指導要綱の改正（予定）について	2
III 神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針の改正（予定）について	3
IV 有料老人ホームの管理運営について	
1 基本的事項について	4
2 防災安全対策について	5
3 職員の配置、研修等について	6
4 契約と利用料について	7
5 高齢者虐待の防止について	16
6 身体的拘束の廃止に向けた取り組みについて	18
7 苦情対応について	20
8 事故対応について	22
9 事業廃止の届出について	26
10 事業変更の届出について	26
V その他	
1 県の組織再編について	28
2 補助対象財産の財産処分について	28
3 経営状況等報告について	29
4 住所地特例について	29
5 実地検査について	29
6 介護職員等による喀痰吸引等について	29
介護保険最新情報 V o 1. 6 2 5 「生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について」	30
介護保険最新情報 V o 1. 6 3 1 「平成28年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）」	39
介護保険最新情報 V o 1. 6 4 2 「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」	44
平成30年度有料老人ホーム運営講習会質問用紙	58

I 高齢者福祉関係法令の改正について

地域包括ケアシステムの進化・推進を目的とした「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年4月1日から施行されています。

当該法律により高齢者福祉に係る複数の法律が改正されたため、ここでは有料老人ホームの運営に關係する法令の改正概要を記載します。

1 老人福祉法の一部改正

(1) 主要な改正内容

ア 有料老人ホームの設置者は、有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び運営状況に関する情報であって、有料老人ホームに入居しようとする者がその選択を適切に行うために必要な情報を都道府県知事に報告しなければならないものとし、都道府県知事は、報告された事項を公表することとする。（老人福祉法第29条第9項及び第10項関係）

イ 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が老人福祉法その他の老人の福祉に関する法律等に違反した場合であって、入居者の保護のため特に必要があると認められるときは、設置者に対して、事業の制限又は停止を命ずることができることとする。（老人福祉法第29条第14条関係）

ウ 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がイの命令を受けたとき、その他入居者の生活の安定を図るために必要があると認められるときは、当該入居者に対し、他の適当な有料老人ホーム等に円滑に入居するために必要な助言等の援助を行うように努めることとする。（老人福祉法第29条第17項関係）

（2）施行日 平成30年4月1日

2 介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正

(1) 主要な改正内容

有料老人ホームの設置者が終身にわたって受領すべき家賃等を前払金として受領する場合の保全措置の義務対象を拡大する。（介護保険法等の一部を改正する法律附則第17条関係）

※ 従前の制度では、平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームは前払金の保全措置の義務の対象外でしたが、今回の改正により保全措置の義務の対象に追加することとなります。なお、経過措置として平成33年3月31日からの適用となります。

（2）施行日 平成30年4月1日

II 神奈川県有料老人ホーム設置運営指導要綱の改正（予定）について

改正理由： 老人福祉法で定められた事業者情報の公表制度の実施に当たり、同施行規則で定められた項目を重要事項説明書に追加するため。

改正予定日：平成30年度中に実施予定

改正の内容：老人福祉法施行規則別表（第21条の2関係）により規定されている有料老人ホームの設置者が当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項等を重要事項説明書に追加する。

III 神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針の改正（予定）について

改正理由：老人福祉法の改正や平成30年度介護報酬改定等に基づき、指針の内容を見直す必要があるため。

改正予定日：平成30年度中に実施予定

改正の内容：有料老人ホームの判断基準の明確化、老人福祉法の改正内容（事業停止命令の創設、前払金保全措置の義務の対象拡大等）及び平成30年度介護報酬改定の内容（身体的拘束の取扱い等）を追加する。

＜参考＞

厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（平成30年7月1日適用）（抜粋）

9 サービス等

- (7) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

IV 有料老人ホームの管理運営について

1 基本的事項について

神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針では、有料老人ホームの運営に対する姿勢、基本的な考え方に関する留意点が明記されています。

<一部抜粋>

- ・ 入居者の福祉を重視するとともに、安定的かつ継続的な事業運営を確保していくこと
- ・ 介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、より一層、入居者個人としての尊厳を確保しつつ福祉の向上を図ること。
- ・ 老人福祉法に定める帳簿の作成及び保存、情報の開示、権利金等の受領禁止、並びに前払金の保全措置及び返還に関する規定を遵守すること。
- ・ 入居者等に対し、サービス内容等の情報を開示するなどにより施設運営について理解を得るように努め、入居者等の信頼を確保すること。
- ・ 関係法令並びに指導要綱及びこの指導指針を満たすだけでなく、より高い水準の施設運営に向けて努力すること。

入居者と事業者との間に個別に入居契約が交わされ、入居者からは有料老人ホーム（事業者）へサービスに対する対価が、有料老人ホーム（事業者）から入居者にはその代償として生活支援等のサービスが提供されます。

提供されるサービスの質の確保及び向上、入居者の方に対する尊厳の確保、権利擁護は、当然に有料老人ホームに求められるところです。

各管理者においては、これらの基本的事項に留意しつつ、透明性の高い施設運営に努めていただきますようお願いします。

施設運営において、コンプライアンス（法令遵守）を謳いながら法令に反する事実が発覚した場合、入居者の事業者に対する信頼を失墜することとなり、ひいては事業の安定した運営にも影響を及ぼす可能性があります。入居者等の信頼を確保するために現在の運営体制は適切か、各事業所で改めて振り返ってみてください。

< 参照：神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 2 (1) (2) (3) >

< 参考：神奈川県有料老人ホーム設置運営指導要綱 第4条 >

2 防災安全対策について

(1) 防災安全対策の強化、再点検

単独、自力による危険回避、避難が困難である入居者が想定される有料老人ホームにおいては、防災安全対策の強化、再点検が非常に重要です。最近では平成30年1月31日に北海道札幌市で高齢者が多く入居する施設において火災が発生し、多くの入居者が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

各施設における防災安全対策への参考として、平成25年2月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災を受け発出された国通知の内容を以下に記載しました。各施設等においては、防火安全対策に万全を期すようお願いします。

① 出火防止対策の強化

喫煙等の火気管理の徹底を図ってください。また、暖房機器や厨房機器等の火気使用設備・器具の管理の徹底を図るとともに、過熱防止装置などの出火防止機能に優れた機器等の使用に努めてください。

② 居住空間の安全の再点検

地震発生時などに家具等が転倒するなどして入居者の身の安全を脅かすこともあり得ます。改めて、家具等の転倒(落下)防止策がなされているか、確認を行ってください。

③ 防火管理体制の強化及び近隣との協力体制

階段、通路などの避難経路及び防火戸・防火区画の管理の徹底を図ってください。

また、過去の火災の例をみると、夜間の火災発生が生命にかかる状況に結びつく傾向がうかがえます。夜間における職員数が、入居者の人数に応じた適切なものとなるよう配置をしてください。

さらに、火災時の被害軽減に向け、地域コミュニティと連携して訓練を行うとともに、通報や応援体制においても積極的に地域と施設の連携を図ることが必要となります。そのためにも、施設は、常日頃から地域住民とのつながりの場を提供したり、地域での自発的活動に積極的に参加するなど、地域への貢献や交流を図ることが重要となります。

④ 延焼防止対策の強化

家具や布団、シーツ等についても、できるだけ防炎性能が確保されているものを用いるよう努めてください。また、室内においておむつなどの可燃物をできるだけ少なくし、置く場合でも防炎性のカバーをかけるといった配慮をするよう努めてください。

⑤ 従業員教育及び効果的な訓練の実施

消防法上の消防計画等を作成する際は、所轄の消防署の指導に従い、適切な従業員教育の内容を教育時期と共に記載してください。

また、所轄の消防署と連携を図りながら、施設の実情を踏まえ、夜間想定の避難訓練等の必要な訓練を行うとともに、訓練の実施結果については必ず記録してください。

⑥ 非常災害対策計画について

介護保険施設等は、非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」という。）を定めることとされています。この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、水害や土砂災害、地震等の地域の実情に応じた計画も定めることを想定しています。

施設所在市町村の水害・土砂災害、地震等の計画地域やハザードマップ、施設の実状等を踏まえ、施設所在市町村の防災関係部署に相談する等により、必要に応じて計画を見直してください。

なお、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はありません。また、防犯・防災対策のためには、日頃から地域、近隣の施設、関連団体との協力関係を構築することが重要です。

(2) 消防法施行令の規定

平成25年2月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームでの火災を受けて消防法施行令が改正され、平成27年4月1日より施行されています。

この改正により、延べ床面積が275m²未満である施設であってもスプリンクラー設備等の設置が必要となるなど、設置が必要となる消防設備等が変更となる場合があります。所轄の消防署等消防機関に確認したうえで、適切に対応してください。

① 防火管理者の選任等

消防法施行令別表第一の6項（ロ）に該当する施設（※1）で、収容人員10人以上となる場合には防火管理者の選任が必要となります。

防火管理者は、消防法に基づいて、防火に関する講習会の課程を修了した者等で一定の資格を有し、施設（防火対象物）での防火上の必要な業務を適切に遂行できる地位にある者で、施設（防火対象物）の管理権原者の選任を受けて、施設の消防計画の作成、消火訓練や避難訓練の実施などを通じて施設の防火管理体制を確立していく役割を担います。

※ 「6項（ロ）に該当する施設」…有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるもの）等の施設。なお、「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは目安として要介護3以上の者が定員の半数以上入居しているものをいいます。

② 消防用設備等の設置

消防法施行令別表第一の6項（ロ）に該当する施設では、自動火災報知設備、火災通報装置（消防機関へ通報する火災報知設備）、消火器、スプリンクラー設備の設置が義務づけられています。



平成27年4月1日以降は、原則として延べ床面積に関わらずスプリンクラー設備を設置することが義務付けられています。ただし、設置が免除される場合もありますので詳細は所轄の消防部局にお問い合わせください。

※ 既存施設についてなお従前の例によることとされていたスプリンクラーの設置に係る経過措置は平成30年3月31日で終了し、延床面積275m²未満の既存施設についても、平成30年4月1日からはスプリンクラーの設置義務があります。

なお、スプリンクラーは初期消火の設備としては、非常に有効な機能を有しておりますが、あくまで避難時間を確保するためのものです。スプリンクラー設備の設置についての詳細は所轄の消防部局にお問い合わせください。

3 職員の配置、研修等について

(1) 職員の配置について

① 管理者（施設長）

有料老人ホームの管理者になるには、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

- ①資格を有する者(社会福祉士、介護福祉士、保健師、看護師等)。
②有料老人ホーム等で2年以上介護職員として従事した経験を有する者。

〈 参照：神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 8 (1) オ (オ) 〉

② 看護職員・介護職員

介護付有料老人ホームにあっては、特定施設入居者生活介護の指定基準に規定される人員を配置しなければなりません。

住宅型有料老人ホーム及び健康型有料老人ホームにおいても、入居者の数や要介護度に応じた適切なサービスを安定的に提供できるような職員の配置が求められています。

また、夜間においても緊急時等に対応できるような職員体制及び勤務ローテーションを確保する必要があります。

③ 介護サービス事業所との兼務職員

住宅型有料老人ホームにおいて、入居者はケアプランに基づいて任意の事業所から介護サービスの提供を受けることになります。住宅型有料老人ホームに併設している介護保険事業所と住宅型有料老人ホームを職員が兼務している場合、次のことに注意してください。

- ア 兼務する職員は、一日のシフトの中で介護保険の事業所の職員として働く時間なのか、有料老人ホームの職員として働く時間なのか勤務時間を明確に按分すること。
イ 夜間対応職員が介護保険サービス等他の職種を兼務する場合、有料老人ホームの夜間対応職員が不在になる時間帯がないようにシフトを組むこと。

(2) 研修の取り組みについて

「職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること」と規定されています。

とりわけ、入居されている方々への身体的な介護や生活援助を担う介護職員、看護職員、生活相談員、計画作成担当者には、高齢者の心身の特性、介護に関する知識、技術、事故防止等について継続的に学び、各々のスキルを高めていくことが期待されています。

そのため、管理者（施設長）はその責務として、毎年度当初に職員研修計画を策定し、その計画に基づいて研修を実施することとされています。特に「虐待防止」と「身体的拘束等のない介護」については、入居者の尊厳に深く関わる内容であるため、重点的な研修の実施をお願いします。また、外部の研修会への参加の機会も積極的に活用してください。

〈 参照：神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 8 (2) 〉



【苦情事例】

- 介護職員の介護サービスが粗雑であり、問題があると感じている。サービス提供に当たつて認知症や介護技術に対して十分な知識があるのか疑問である。

(3) 職員の衛生管理について

① 感染症等の予防

施設においては、入居者がインフルエンザや結核、その他のウィルス性の感染症等に罹患することがありますが、このときに職員やその家族が感染源となってしまう場合があります。

感染症等の発生予防のためには職員自身の健康、衛生管理が非常に重要です。施設内の衛生管理と併せて、職員自身の健康、衛生管理に留意徹底するよう努めてください。

② 心身の健康

「職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時及び採用後において定期的に健康診断を行うとともに、メンタルヘルスを含めて健康管理に関する相談体制を確保するよう努めること」と規定されています。

介護、看護の現場にあって職員は、チームワークをもって職務に当たらなくてはならない場面がしばしばあります。また、プロとして責任をもってひとりで職務に当たらなくてはならない場面もあり、これらの対人サービスの職務は時として目に見えないストレスを誘発して、本人の自覚が希薄なままに精神衛生をひどく損ねてしまう場合があります。

さらに、心身の不調は注意力や判断力の低下を招き、重大な事故を引き起こす要因にもなり得ます。

管理者は、職員の健康管理の一環として、採用時及び採用後において定期的に健康診断を受けさせ、職員の健康状態の把握に努めてください。

また、常日頃から職員とコミュニケーションを図り、職員の心身の健康管理の把握に努めるとともに、定期的な職員面談を実施することにより、普段見落としがちな状態の把握に努めてください。

管理者（施設長）においては職員が心身の健康を保持しながら職務に継続して従事できるよう、メンタルヘルスを含めた健康管理に関する相談体制の確保に努めるとともに、就業中の職員の衛生管理にも十分な点検を行ってください。

< 参照：神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 8 (3) >

(4) 職員の秘密保持について

「有料老人ホームの職員又は職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、有料老人ホームの設置者は必要な措置を講じなければならない」と規定されています。

施設においては入居者にかかるさまざまな情報に触れることがあります、これらはそれぞれの方にとっての個人情報であり、適切に取り扱われなくてはなりません。

管理者にあってはそのことを理解して、職務遂行上、適切に取り扱う必要があるだけでなく、個人情報の取扱いについて職員に周知し、適正に取り扱わせることが必要です。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日・厚生労働省）」に基づき、個人情報の適切な取扱いに留意してください。

たったひとつの守秘義務違反が、今まで築いてきた実績や信頼を崩壊させてしまいます。一度失った信頼を取り戻すには、相応の時間と労力を費やすかもしれません。

重大な事故に結びつくことがないよう、管理者（施設長）の立場において職員の秘密保持の徹底に努めてください。

< 参照：神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 8 (4) >

4 契約と利用料について

(1) 入居者募集について

募集広告等の内容及び表示は、「不当景品類及び不当表示防止法」の規定に基づく告示を遵守するとともに、公益社団法人全国有料老人ホーム協会が作成した「有料老人ホームの広告等に関する表示ガイドライン」に沿ったものとしてください。

なお、料金の表示は県に届け出ている料金額を表示していただくこととなります。届出にない設定料金で募集広告等の内容が表示されることは想定されませんので、募集広告を出す場合などは十分に確認してください。

【苦情事例】

- 募集広告では安価な利用料金しか示されていなかったのに、実際に入居した後には募集広告には示されていない利用料金も別途負担するよう求められてしまい、入居前に予定していた月額利用料金よりも割高な月額利用料金となってしまった。

◎施設で受入れを判断する時の留意点◎

入居者を新たに受け入れようとする際には、入居希望者について十分なアセスメントをすると同時に、医療機関や家族等の介護者から入居希望者の状態について聞き取りを行った上で、医療的なケアの必要性や必要な職員体制など、施設で受入れ可能か、適切に判断してください。

(2) 重要事項の説明、重要事項説明書の保管

入居希望者に対しては、契約締結前に重要事項説明書の内容の説明を行います。契約にあたっては説明者と説明を受けた者がそれぞれ重要事項説明書に署名をした上で交付を行い、署名した重要事項説明書の写しを施設で保管することとなっています。

ところが、次のような事例が確認されています。

- 重要事項説明書やこれに付帯して署名を求めた書面を交付していない。
- 重要事項説明書の交付の際に介護サービス等一覧表を添付していない。
- 署名した重要事項説明書の写しを施設内で保管していない。
- 重要事項説明書に予め入居者の氏名が刷り込まれており、押印がされていない。

入居契約に際して、入居契約書以外に重要事項説明書等での説明を行うと相当のボリュームになることが少なからずありますが、これらの説明を怠ることにより、入居者との契約に関する解釈の相違からトラブルになるケースも見受けられます。トラブルを未然に防ぐべく、懇切丁寧な対応を行ってください。

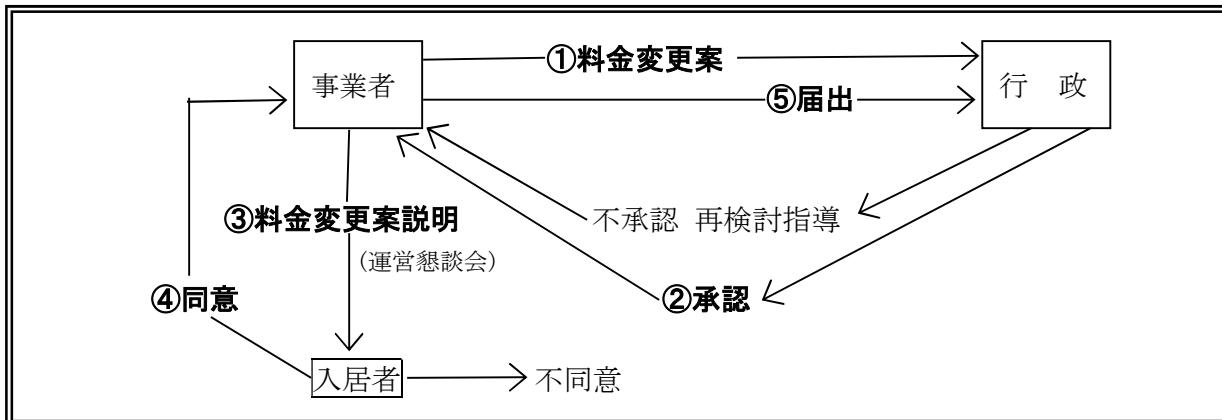
なお、重要事項説明書の署名欄の説明には、「利用料の詳細な支払い方法を含め」説明を行った旨が明記されています。このことについても、十分な説明が求められていることを承知してください。

【苦情事例】

- 重要事項説明時に自分が入居する場合の料金については説明を受けたが、他のプランの説明は受けなかった。入居した後になつてから、自分の利用料と比べて格安な料金で入居している人がいることがわかった。入居者間の扱いに不公平さを感じる。

(3) 料金の変更について

利用料を変更しようとする場合には、事前に必ず行政に変更内容を相談し、県から承認を得た上で、入居者に説明し同意を得て、料金変更を届け出る必要があります。料金変更に係る手続きの流れは次のとおりです。



ところが、この①～⑤のプロセスを省くことで、利用者トラブルが生じている実態があります。入居者、身元引受人に対する説明不足や不正確な説明、曖昧な同意が原因で後々トラブルが発生する事例も少なくありません。

新たな料金体系の設定、利用料金の増額のみならず、料金を減額する場合であっても届出は必要になります。

また、生活保護等を理由に通常の利用料金を割り引いて入居させる場合でも、県へ料金変更を届け出る必要があります。

料金変更のルールは重要事項説明書にも記載があり、手続きに齟齬がないよう余裕をもつて行うとともに、入居者、身元引受人への丁寧な説明を行ってください。

【指導事例①】

- 料金の変更に際して運営懇談会を開催しているが、懇談会開催日から変更日までが1週間程度しかない。欠席した入居者、身元引受人が内容を理解し、また、意見、質問等を行うことができた上で同意するには時間的に余裕がなさ過ぎる。
→ 料金変更ありきではなく余裕のある丁寧な説明により同意を得るようにすること。

【指導事例②】

- 県に届出られている料金とは異なる料金で入居者と個別に契約しており、県への料金変更の事前相談、変更届の提出がされていない。
- 入居者によって料金が異なる実態が複数確認された。
→ 利用料金の変更については、県への事前相談、変更届の提出をすること。
→ 入居者により料金を変える場合は適用条件を明確にした内容を記載すること。

【苦情事例】

- 新規入居の利用者の料金を改定した額で入居者募集を始めた有料老人ホームに既に入居しているが、事業者側の変更の説明は十分ではない。新規入居者からは料金を下げ、既に入居している人は現状維持と言われており、了解できない。

(4) 体験入居について

有料老人ホームを「終の棲家」として考えようとしている入居希望者やその家族にとって、入居契約の締結は大きな金銭的負担を伴うものです。入居契約後にサービス内容等への認識の食い違いにより生じうる利用者との間での不要なトラブルを防止するためにも、有料老人ホームでの生活を実感してもらえる体験入居を勧めてください。

なお、体験入居も契約を伴う利用であることに変わりはないので、利用に際しては契約内容を丁寧に説明することはもちろん、事前に入居者像（生活上の留意すべきところなど）をよく理解してサービス提供を行うとともに、事故防止を図ってください。

特に、家族等の事情により入居を検討している場合は、入居者本人が不安を抱えていたり、一時的な入居であったとしても十分に了解をしていないことがあります。これらのことを念頭に入れて、丁寧な受け入れを行い、入居中は安全と健康、衛生管理などに留意し、適切なサービス提供を行ってください。

【苦情事例】

- ・ 体験入居期間中に所在がわからなくなったり。
- ・ 体験入居として利用していた訳ではないのに、退去時には体験利用料金での精算を求められた。

< 参照：神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 13 (4) >

(5) 事業者側からの契約解除について

事業者側からの契約解除の手続きは、必ず入居契約書に規定してください。なお、契約解除の条件については、信頼関係を著しく害するような場合、施設が相当の努力をしても防ぐことができない場合などに限定されており、入居者の権利を不当に狭めるものでないことをしてください。

また、契約解除の条件は、原則として次の事由のいずれかに該当し、かつそのことが契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に限定することとしてください。なお、契約解除の手続きは、原則として次のとおりとしてください。

＜契約解除の条件＞

- 1) 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき。
- 2) 月額の利用料その他の支払いを正当な理由なく一定期間以上連続して遅滞するとき。
- 3) 施設の利用において入居者に禁止又は制限をしている規定に違反し是正しないとき。
- 4) 入居者の行動が他の入居者に危害を及ぼすおそれがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法等ではこれを防止することができないとき。

＜契約解除の手続き＞

- 1) 契約解除の通告に90日程度の十分な予告期間をおくこと。
- 2) 契約解除の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設けること。
- 3) 契約解除通告の予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、入居者や身元引受人等と協議し、移転先の確保に協力すること。
- 4) 上記契約解除の条件4の事由により契約を解除する場合には、加えて主治医等の意見を聴くとともに、一定の観察期間を設けること。

< 参照：神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 13 (2) エ >

(6) 退去時の原状回復費用について

原状回復とは、契約を解除した入居者とその家族が、居室を契約した当時の状態に戻すことではなく、入居者の居住・使用により発生した建物価値の減少のうち、入居者の故意・過失・善管注意義務違反・その他通常の使用を超えるような使い方をした場合による損耗・毀損を復旧することであり、契約した当時の状態に戻すことではありません。

こうした費用は入居者等が負担するものですが、経年変化・通常の使用による損耗等の修繕費用は利用料等に含まれますので、原状回復費用を算定する際には十分に留意してください。また、原状回復の費用負担については、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」（平成23年8月国土交通省住宅局）を参考にしてください。

なお、特約で自然損耗も入居者負担としたとしても、消費者契約法により禁止されているため無効となります。

【苦情事例】

- ・ 退去時の原状回復費用の算定について納得がいかないので説明を求めたところ、「他の退去者は皆、同じ方法で応対、算定させてもらっている」との説明を受けた。しかし、それしか原状回復の方法がないという根拠が見当たらない。
- ・ 退去時の原状回復費用の算定について納得がいかないので、交渉を続けてきた。すると、当初よりも8割近く低い額で済んだ。当初提示された額は何だったのだろう。

< 参照：神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 12(1)イ >

(7) 権利金等の受領禁止

平成24年4月1日付けで改正された老人福祉法の施行に伴い、有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領することができなくなりました。平成27年4月1日からは全ての施設で適用となります。受領が禁止されている権利金その他の金品の具体例は次のとおりです。

- ・ 家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価に該当するもの以外は受領することができません。
- ・ 入居時初期費用と称して事務手数料等を受領することはできません。
- ・ 入居契約前に入居契約を前提として申込金を受領することができますが、入居契約締結に伴う前払金又は月額利用料に充当されるものに限られます。入居契約に至らなかつた場合は全額返還しなければなりません。
- ・ 入居契約締結後、入居日前までに契約が解除されたときは、設置者が既に受領している全額を返還しなければなりません。

< 参照：老人福祉法 第29条第6項 >

< 参照：有料老人ホーム設置運営指導指針 12(1)(2)(3) >

(8) 前払金について

① 前払金受領にかかる留意点

平成24年4月1日以降において、前払金を受領するにあたっては、前払金の算定の基礎を書面で明示することが義務付けられており、終身にわたる利用権契約等を締結する場合には入居者の終身にわたる居住が平均的な余命等を勘案して想定される期間(想定居住期間)を設定した上で、算定することとされています。

そのため、想定居住期間内に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合は想定居住期間内にかかる前払金のうち、未経過期間にあたる部分については返還する必要があります。

他方、想定居住期間を超える部分にかかる前払金については、入居後3月を経過した後は返還の対象とならない場合があり得ます。その場合は、入居契約（重要事項）の説明をする際に必ず「入居後3月を経過した後には返還の対象とならない前払金がある」ことを明示するとともに、その意味するところについて十分に理解を得られるように説明をしてください。

なお、入居日から3月経過後に返還の対象とならない前払金（想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する家賃相当額等）を受領する設定がある場合は、前払金方式に加えて月払い方式による料金体系の設定が求められます。

＜老人福祉法 第29条第7項＞

有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたって受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

＜参考：神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 12 (2) ＞

＜参考：厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が構すべき措置及び厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が構すべき措置の一部を改正する件の一部を改正する件＞

② 前払金の返還金算定方法

有料老人ホームの設置者が前払金を受領する場合においては、契約解除された際に次の返還金算定方法による前払い金を返還する契約を締結する必要があります。なお、厚生労働省令で定める一定の期間の経過の有無により、計算方式が異なりますのでご注意ください。

＜老人福祉法 第29条第8項＞

有料老人ホームの設置者は、前項に規定する前払金を受領する場合においては、当該有料老人ホームに入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

厚生労働省令で定める一定の期間による計算式

ア 入居後3月が経過するまでの間(期間計算は入居日の翌日起算)の場合

家賃等の月額を30で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入

居者の死亡により終了した日までの日数を乗ずる方法により算出した金額を、前払金の額から控除した額に相当する金額を返還しなければなりません。また、死亡退去の場合を含み前払金の初期償却は出来ません。

返還金算定式の例

返還金＝前払金－（1ヶ月分の家賃等の額）÷30×（入居の日から起算して契約が解除等された日までの日数）

イ 入居後3月が経過して想定居住期間(※)が経過するまでの間の場合

契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日以降の期間につき日割計算により算出した金額を返還しなければならない。

返還金算定式の例

返還金＝前払金×（100%－〇〇(初期償却率)%）÷（想定居住期間の日数）×

（想定居住期間の日数－入居期間の日数）

想定居住期間は〇年間の実日数とします(うるう年毎に1日加算します。)。

※1 本項の規定は、平成24年4月1日以降に入居した人が対象となります。

※2 想定居住期間とは入居者の終身にわたる居住が平均的な余命を勘案して想定される期間のことをいいます。

< 参照：有料老人ホーム設置運営指導指針 1.2 (2) >

< 参考：有料老人ホームにおける家賃等の前払金の基礎及び返還債務の金額の算定方法の明示について > ~介護保険最新情報V.01.26.8

③ 返還金算定式の例

ア 入居後3月が経過するまでの間（期間計算は入居日の翌日起算）の場合

- ・家賃相当額6万円、うち前払金3万円、想定居住期間5年間（60か月）
- ・前払金（3万円×60か月）180万円、入居日から20日間で退去

$$\begin{aligned} \text{返還金} &= 180\text{万円} (\text{前払金}) - 3\text{万円} (\text{1か月分の家賃等の額}) \div 30 \times 20\text{日} (\text{入居の日から起算して契約が解除等された日までの日数}) \\ &= 180\text{万円} - (1,000\text{円} \times 20\text{日}) \\ &= 178\text{万円} \end{aligned}$$

イ 入居後3月が経過して想定居住期間が経過するまでの間の場合

- ・前払金160万円、初期償却率8.75%、想定居住期間4年間
(計算のため便宜的に閏年を考慮せず365日×4=1,460日)
- ・入居日から2年（730日）で退去

$$\begin{aligned} \text{返還金} &= 160\text{万円} (\text{前払金}) \times (100\% - 8.75\% (\text{初期償却率})) \div 1,460\text{日} (\text{想定居住期間}) \times (1,460\text{日} (\text{想定居住期間}) - 730\text{日} (\text{入居期間の日数})) \\ &= 160\text{万円} \times 91.25\% \div 1,460 \times 730 = 73\text{万円} \end{aligned}$$

※初期償却分を除いた前払金146万円（160万円×91.25%）を想定居住期間1,460日で除すると、1,000円/日となる。1,000円/日に想定居住期間未経過日数730日を乗じた73万円が返還金

(9) 前払金の保全措置について

平成18年4月以降に法に基づく有料老人ホームとして運営を開始した施設（平成18年4月以前に、法改正前の有料老人ホームの定義に該当しない形態（例えば定員が9人以下等）で運営していた施設を除く）で、前払金を入居後数年間にわたって順次償却していく料金体系についている施設については、未償却の部分について保全措置を講じることが法律で義務付けられました。

また、介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、平成18年4月以前に、法改正前の有料老人ホームの定義に該当しない形態（例えば定員が9人以下等）で運営していた施設であっても、平成30年4月1日から前払金の保全措置が義務付けられました（※経過措置として平成33年3月31日から適用）。

したがって、全ての有料老人ホームにおいて家賃等及び日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する全ての費用を前払金として受領する場合は、適切に保全措置を講じる必要があります。特に、これまで前払金を入居時一括償却していたが、新たに想定居住期間内で償却する料金設定を行った施設については、前払金の保全措置を講じる必要がありますので、ご注意ください。

公益社団法人全国有料老人ホーム協会の保全措置の制度（参考）

入居者生活保障制度（保全措置を講じること）でかかる費用の参考例（制度改革案）
1人入居の場合

前払金の額	保証金額	拠出金の額(ホームの負担額)		
		80歳未満	80歳以上90歳未満	90歳以上
450万円超	500万円	200,000 円	130,000 円	91,000 円
400万円超 450万円以下	450万円	182,000 円	118,000 円	83,000 円
350万円超 400万円以下	400万円	164,000 円	106,000 円	75,000 円
300万円超 350万円以下	350万円	146,000 円	94,000 円	67,000 円
250万円超 300万円以下	300万円	128,000 円	82,000 円	59,000 円
200万円超 250万円以下	250万円	110,000 円	70,000 円	51,000 円
200万円以下	200万円	92,000 円	58,000 円	43,000 円

出典：公益社団法人全国有料老人ホーム協会「入居者生活保証制度改正（案）説明会配布資料」より

5 高齢者虐待の防止について

(1) 高齢者虐待の類型について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」において、有料老人ホームは「要介護施設」と規定されており、「養介護施設」の業務に従事する職員が行う次の行為は「養介護施設従事者等による高齢者虐待」にあたるとされています。

① 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

② 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

③ 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

⑤ 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(2) 高齢者虐待の早期発見と通報義務について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者（※1）に対する支援等に関する法律」の第5条において、「養介護施設従事者等（※2）の方々は、高齢者（※3）虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」とされています。養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、従事者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じなければなりません（第20条）。

また、養介護施設従事者等に対しては、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報しなければならないとあり、通報が義務として定められています（第21条第1項）。

これは、養介護施設従事者等以外の者に対する通報努力義務（同条第3項）と異なり、養介護施設従事者等には重い責任が課せられていることを意味します。

養介護施設・事業者は、職員に対し、虐待発見時の通報義務や連絡先等を周知することが必要です。経営者・管理者層にあっては、虐待の未然防止、早期発見に努めるとともに、職員からの報告等により虐待（疑い）を発見した場合は、自ら通報義務を負うことを自覚する必要があります。

なお、高齢者虐待に係る通報を受け、市町村が施設に対し現地調査を行うことになった場合には、積極的に市町村に協力し、改善を求められた場合には確実に改善してください。

〔※1 養護者：高齢者を現に介護する人であって養介護施設従事者等以外の人。〕

〔※2 養介護施設従事者等：「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する人。〕

〔※3 高齢者：高齢者虐待防止法では65歳以上。〕

(3) 高齢者虐待の防止について

設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、次の事項を実施することとしています。

- ① 同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。
- ② 同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。

(4) 高齢者虐待の現状及び対策について

厚生労働省は平成28年度に高齢者虐待の対応状況等を把握するため、全国1,741市町村及び47都道府県を対象に虐待に関する調査を実施し、養介護施設従業者等による虐待の通報相談件数が全国で1,723件であり、虐待判断件数は452件であると発表しています。

また、虐待の主な発生要因は「介護疲れ、介護ストレス」や「教育、知識、介護技術等の問題」であり、これらの要因を軽減するための取組（擁護者のレスパイトケア、擁護者及び要介護施設従事者等への怒りのコントロールを含むストレスマネジメント等について普及啓発を行う、認知症への理解を深める研修等を促進する等）を実施することが有効であると示しています。

各施設においては、研修や日々の職員のストレスチェックを通じて、高齢者の虐待防止への対策を講じ、利用者の尊厳を守った施設運営に努めてください。

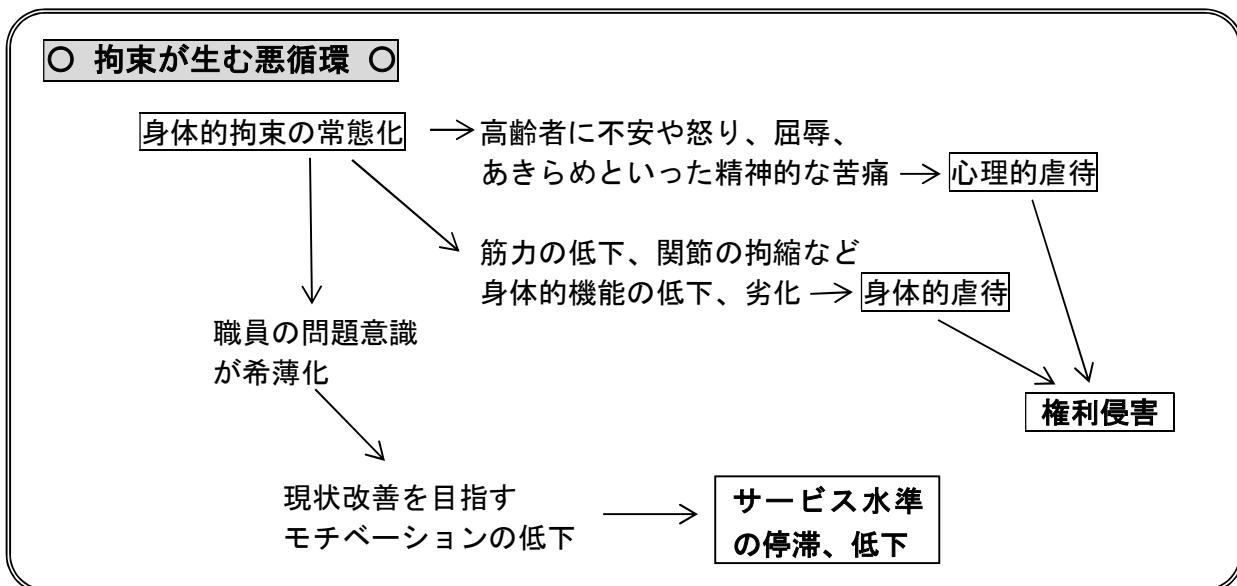
＜参考：有料老人ホーム設置運営指導指針 10（13）＞

6 身体的拘束等の廃止に向けた取り組みについて

(1) 身体的拘束等に潜む危険性

認知症があり体力も弱っている高齢者に対し、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行うと、高齢者の体力は衰え、認知症状がすすむ可能性があります。当初は「一時的」としていたはずの身体的拘束が、時間の経過とともに「常時」の拘束となってしまい、場合によっては身体機能の低下とともに高齢者の死期を早める結果にもつながりかねません。

さらに、恒常的な身体的拘束等の実施により、高齢者にせん妄や転倒などの2次的、3次的な障害を生じさせ、その対応のためにさらに拘束を必要とする状況が生み出される、といった悪循環が生じるおそれもあります。



(2) 身体的拘束を行わないために

「介護サービスの提供にあたっては、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならないこと」とされています。身体的拘束をしない介護を行うための3つの原則と5つの方針を記載しましたので、サービス内容の見直し等に活用してください。

<身体的拘束をせずに行うケアのために～3つの原則～>

- ① 身体的拘束を誘発する原因を探り除去する。
- ② 5つの基本的ケアを徹底する（起きる、食べる、排泄する、清潔にする、活動する）。
- ③ 身体的拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現をすすめる。

<身体的拘束廃止に向けて～5つの方針～>

- ① トップが決意し、施設や病院が一丸となって取り組む。
- ② みんなで議論し、共通の意識を持つ。
- ③ 身体的拘束を必要としない状態の実現を目指す。
- ④ 事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援体制を確保する。
- ⑤ 身体的拘束する場合は極めて限定的に捉え、常に代替的な方法を考える。

(3) やむを得ず身体的拘束を実施する場合

身体的拘束は「介護サービスの提供にあたっては、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体的拘束が認められていますが、これは身体的拘束の実施に係る要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られています。身体的拘束を実施する場合は、次の3点を慎重に検討のうえ実施するようしてください。

また、「緊急やむを得ない場合」に該当すると施設で判断し、身体的拘束を実施する際には、入居者やその家族に対して、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めてください。

① 身体的拘束3要件の全て（＝緊急やむを得ない状況）に該当するか。

- ・ **切迫性**：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ・ **非代替性**：身体的拘束以外に代替する介護方法がないこと
- ・ **一時性**：身体的拘束は一時的なものであること

② 慎重かつ適切な判断、手続きを経ているか。

- ・ 担当のスタッフ個人など限られた関係者のみで身体的拘束の実施に係る判断はせず、施設全体（組織）として判断を行う。
- ・ 入居者本人や家族に対して、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。
- ・ 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなったときには直ちに解除する。

③ 身体的拘束に関する記録を整備しているか。

- ・ 身体的拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(4) 留意事項

「緊急やむを得ない場合」とは、予測し得ない状況で応急的に対応することを指すとされます。したがって、転落のおそれのある利用者への転落防止や、他害行動のある利用者への予防的対応等、日常的に予測しえる状況で予防的に対応するものは含まれません。

なお、身体的拘束は原則禁止のため、家族の同意が「ある」「なし」にかかわらず許されるものではありません。家族から身体的拘束を希望する旨の申し出があったとしても、家族と話し合いを重ね、身体的拘束廃止に向けた取り組みを実施することが重要です。

(5) 身体的拘束廃止推進モデル施設について

県では、高齢者施設における身体的拘束廃止の推進に向けて、身体的拘束廃止推進モデル施設養成研修を受講し、修了した施設を「身体的拘束廃止推進モデル施設」として指定しています。「身体的拘束廃止推進モデル施設」は身体的拘束廃止の推進に向け、相談、施設見学の受入れや研修の企画等を行い、身体的拘束の廃止に向けた地域の中核的施設としての役割を果たしています。

身体的拘束廃止に向けて、対応に苦慮している場合には「身体的拘束廃止推進モデル施設」への相談、情報交換も解決に向けたひとつの選択肢となるものと考えますので、対応を苦慮している事業者においては、ぜひ活用してください。

＜参考：神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 10（14）＞

7 苦情対応について

(1) 苦情への対応について

① 苦情担当窓口の周知、明示

入居者や家族が施設に対して苦情を申し出る際の苦情相談窓口（施設であれば施設担当者、法人本部であれば担当部署）を明確にしておくことが必要です。また、行政機関の苦情相談窓口も明らかにしておく必要があります。

これらについては、重要事項説明書に明記するのと併せて、施設内の見やすい場所に連絡先を掲示するなどにより、入居者やその家族が行政も含めて相談できるような体制、環境を整えてください。

② 迅速かつ誠実な対応

苦情の連絡があったときにはまず、「責任をもってお話を伺います。」という姿勢が相手に伝わることが大切です。苦情者の話の内容を聞き取り、苦情者の主張、事実経過、そしてどのようにしてもらいたいと考えているのかなどを把握します。

その上で、どのように対応するのかをできるだけ早く伝えることが必要です。ただ、組織としての判断が必要な場合には期限を区切るなどして曖昧な対応とならないよう、誠実に対応することが肝要です。

不適切な初期対応が、解決までの道のりを長引かせるケースが実際にあります。窓口担当者だけで解決が難しいときには、必ず組織として対応を行ってください。

また、入居者及びその家族等から相談を受けた苦情相談機関から状況の聴取等を求められた場合には、誠実かつ正確に回答してください。

③ 対応経過の記録、保存

苦情について対応をしたときには必ず記録を残して、情報を共有できるようにしてください。あとあとで苦情が再燃することもあり得ます。職員の人事異動も想定されます。

「過去の経過はわからない。」とはならないように、経過記録は必ず保存してください。

なお、苦情については運営懇談会に報告を行ってください。また、苦情の申し出を行ったことでの差別的な取り扱いは認められません。苦情の対応中も、苦情の解決後も適正な対応とサービス提供を行ってください。

(2) 行政に届く苦情

一義的には施設や法人本部の苦情相談窓口に苦情の申立てがなされますが、そこで解決の道筋が見えない場合や重大な問題であると理解された場合などに、入居者やその家族等から行政に対しての苦情の申立てとなるケースが多いようです。

入居者やその家族等から行政に届く苦情申立ての内容は、提供される介護のサービス内容にかかること、料金や費用に関する事、前払金の返還に関する事、施設の運営に関する事、事故発生後の対応に関する事など、多岐にわたります。

また、職員からは施設の運営に対する姿勢や他の職員の介護のあり方に対する問題性の指摘などが寄せられることがあります。

【苦情事例】

- ・身元引受人に相談なく、利用者への介護サービス内容を変えてしまっている。
- ・終身契約として多額の前払金を支払ったが、医療対応が必要になると、施設では面倒をみることができないと言わされた。入居時にはそのようなことについて一切説明がなかった。
- ・事故が起きたのに、事故報告書が作成されておらず、身元引受人へ報告されていない。
- ・利用者の同意なく、居室を移動させられた。
- ・入居時にサービス費用等についてきちんと説明されなかつた。
- ・利用者の苦情に対する事業者の対応について誠意が感じられない。
- ・原状回復費用について納得できない。
- ・「常に入居者に異変はないか」と気づくことの必要性を事業者に指導してほしい。

(3) 苦情をどう捉えて向き合うか

有料老人ホームは、サービス事業者としてサービスの質の向上への取り組みが求められます。

施設で受けた苦情は、組織全体に周知し再発防止に努めるとともに、定期的に職員会議を開催し、入居者の個々のサービス内容の検証を行い、その質の向上に努めてください。

「苦情」は、見方を変えれば、施設サービスの向上につなげられる「チャンス」であると言えるのではないでしょうか。入居者やその家族からの苦情は、施設側が気づきにくいところの指摘であることがあります。苦情を受けた際に、厄介な申し出と考えるのか、チャンスと捉えられるかによって、取組が違ってくるものと思われます。苦情を施設サービス向上への糧と考えて、申し出に対して前向きな姿勢で臨んでください。

入居者やその家族は、さまざまな事情を抱えながら入居を選択されていると考えられます。場合によっては、施設に対する不満を抱きながらも、お世話になっているという意識（遠慮）から意見を言い出せない方もいます。

苦情を申し立てることあとあと波風が立つことを危惧して、行政へは匿名での相談となることも少なからずあります。

このような状況を鑑み、入居者やその家族が苦情相談や施設への意見等を申し出やすい環境づくりにも努めてください。

< 参照：神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 9 (8) >

8 事故対応について

(1) 発生した事故の行政への報告状況

県に報告された事故の状況は以下のとおりとなっています。

	平成29年度	件数	(%)
①	誤薬等	1538件	40.1%
②	骨折	621件	16.2%
③	打撲・捻挫・脱臼	782件	20.4%
④	切傷・擦過傷	278件	7.2%
⑤	死亡	50件	1.3%
⑥	異食・誤えん	57件	1.5%
⑦	その他（体調異変など）	45件	1.2%
⑧	感染症・結核	73件	1.9%
⑨	やけど	5件	0.1%
⑩	不祥事	15件	0.4%
⑪	その他	374件	9.7%
計		3,838件	

	平成28年度	件数	(%)
①	誤薬等	1045件	32.3%
②	骨折	612件	18.9%
③	打撲・捻挫・脱臼	713件	22.0%
④	切傷・擦過傷	243件	7.5%
⑤	死亡	75件	2.3%
⑥	異食・誤えん	61件	1.0%
⑦	その他（体調異変など）	59件	1.8%
⑧	感染症・結核	48件	1.5%
⑨	やけど	9件	0.3%
⑩	不祥事	4件	0.1%
⑪	その他	368件	11.3%
計		3,237件	

施設規模の違いもあり、単純には比較できませんが、報告書を頻繁に提出してくる施設がある一方、全く提出がない施設もあり、その差が顕著となっています。

(2) 事故防止に向けた対応等

有料老人ホームの設置者は、施設で発生した事故等の発生要因や再発防止策を検討することにより、以後の事故等の発生を未然に防止し、利用者に対するサービスの質の向上及び運営の適正化を図るよう努めなければなりません。

県の指導指針では、事故の防止に対して次のとおり定めています。各施設においては常日頃からこれらに則った対応をとるようしてください。

①事故の防止に向けた対応

- 事故が発生した場合の対応及び事故発生時の家族等への報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

②再発防止に向けた対応

- 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その原因の多角的分析を通じた改善策について職員に周知徹底する体制を整備すること。なお、再発防止対策についてはさらに検証を行うこと。
- 再発防止に係る検証について、記録を保存するとともに、運営懇談会において報告すること。

(3) 事故の対応について

万一事故が発生したときは、迅速、適切、的確な事後対応に努めるとともに、次の内容を確認の上、速やかに対応・報告を行ってください。

① 事故発生時の対応

- ・ 入居者の様態、状況を確認しながら必要な救命処置等や緊急搬送の受入準備、搬送に同行する。その他必要な対応を様態・状況に応じて行う。
- ・ 状況に応じて連絡が必要な機関等へ連絡する。状況に応じて連絡が必要な機関等は次のとおり。
 - (ア) 施設（管理者、看護職員、他に連絡が必要な職員、本部等）
 - (イ) 病院等（協力医療機関、消防署への緊急搬送要請、警察署等）
 - (ウ) 家族等（家族、身元引受人等）
 - (エ) 行政（所在市町村、保険者、神奈川県）

② 事故発生後の対応

- ・ 事故の内容については記録を作成し職員間で事故の内容について再発防止策の検討を行い、介護サービスの向上や施設の対応方法の見直しに活用し施設のサービス向上、事故の防止に向けた対応の検討をする。
- ・ 家族等に対して必要な連絡や手続き、報告などを欠かさず行う。

(4) 報告にあたって

① 報告すべき事故

介護付有料老人ホームは、市町村（所在市町村及び保険者）の事故報告取扱要領に従い報告を行い、県または指定都市等に対しても同様のものを報告してください。

住宅型有料老人ホームは、介護付有料老人ホームの場合の項目に準じて県または指定都市等に対して報告してください。

② 報告書の確認

事故報告書の記載者は、施設ごとによって異なっているようです。特に記載者について指定することはありませんが、当該施設の職員であれば読めばわかつても、第三者からみると書いてある内容の意味が読み取れないような記載が時折見受けられます。

事故報告書は職員個人が書いて提出するものではなく、施設（組織）から行政あてに報告がされるものです。管理者（施設長）が「見ていません、報告されたことは知りませんでした」という釈明は想定できません。改めて、施設における事故報告の対応を確認してください。

③ 留意事項

訪問介護等の外部の介護保険サービス提供時間中に起きた事故については、原則として有料老人ホームからの報告は不要ですが、施設として不適切な対応があった場合や、身元引受人等とトラブルの可能性がある場合は電話連絡+郵送の報告をお願いします。

なお、食中毒・感染症等の「電話連絡+郵送」が必要な事故については、外部の介護保険サービス提供時間中かどうかに関わらず、すべて報告が必要です。

神奈川県有料老人ホーム事故報告の取扱いについて

1 事故報告の対象及び報告方法

平成30年3月16日改正

事故の区分	報告対象	県への報告方法
骨折・打撲・捻挫・脱臼		郵送 身元引受人等とトラブルになる可能性がある事故については電話連絡もお願いします。
切傷・擦過傷		
やけど		
異食・誤えん		
その他（体調異変など）（※1）		
誤薬	すべて報告	
食中毒・感染症（※2）	基準（※2）に従って報告	
火災事故		
地震等の自然災害による住宅の滅失・損傷		電話連絡＋郵送
職員等の法令違反並びに不祥事		
その他重大事故（※3）		

2 事故報告に当たっての留意事項

1 「その他（体調異変など）」について

施設設備の不備や職員の不適切な対応により発生した事故で、医療機関の受診を要したものについて報告することを想定しています。

〈施設設備の不備の具体例〉

冷暖房設備が壊れていて熱中症になってしまい、医療機関を受診した場合等。

〈職員の不適切な対応の具体例〉

体調不良を訴えていたにもかかわらず、職務の引継ぎがなく、見回りが不十分で発見が遅れ体調を崩して、医療機関を受診した場合等。

2 「食中毒・感染症」について

食中毒及び感染症については、厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日）に基づき、以下の基準に該当する場合に報告してください。

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

3 「その他重大事故」について

「死亡に至った場合（病気の場合であっても死因に疑義が生じる可能性がある場合）」「施設から無断で離れてしまうこと（離設）」などを想定しています。

なお、事故報告書の提出先は次のとおりです。

有料老人ホーム所在地	類型	報告先
横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市	介護付	各市、保険者
	住宅型	各市
上記以外の市町村	介護付	各市町村、保険者、神奈川県※
	住宅型	神奈川県※

※神奈川県「高齢福祉課 保健・居住施設グループ」あてに報告してください。

事故報告の参考様式は、「介護情報サービスかながわ」のホームページに掲載していますので、参考としてください。

掲載箇所：「介護情報サービスかながわトップページ」

- 「書式ライブラリ」
- 「11. 安全衛生管理・事故関連」
- 「事故報告（様式・提出方法）」

アドレス：<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo/w20/wpJTop.aspx>

< 参照：神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 9 (9) >

（5）医薬品の使用的介助にかかる注意について

平成26年10月1日に「老人福祉施設等における医薬品の使用の介助について（平成26年10月1日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長ほか連名通知）」にて、有料老人ホームにおいて厳格な安全管理方策が必要なサリドマイド製剤を服薬する患者である入居者とは別の入居者に対して使用の介助を行った事例が確認され、注意喚起を促す通知が発出されました。

利用者に対して職員が医薬品の使用を介助することになった場合には、その使用目的、取り違えその他の誤使用を防止する方策、適正に使用する方法等について、従業者に対し、改めて周知徹底するようにしてください。特に、医薬品の誤使用については、利用者及び職員の入れ替わりなどで起きる可能性が高いことから、日頃から職員の声かけ等により、本人確認の徹底をお願いします。

また、看護職員の配置がある場合には、医薬品の使用の介助については看護職員によって実施されることが望ましく、看護職員が配置されている場合には、看護職員のもと実施するようにしてください。

＜注意喚起＞

介護職員をはじめとする無資格の施設職員が「医療行為」を行うことは、医師法第17条、歯科医師法第17条、保健師助産師看護師法第31条に違反しており、事業者はもとより、医療行為を行った「個人」が責任を問われることになります。

充分に注意の上、適切なサービス提供に努めてください。

＜参考：「医師法第17条、歯科医師法第17条、保健師助産師看護師法第31条の解釈について」（掲載箇所：<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=426&topid=6>）

9 事業廃止の届出について

有料老人ホームの事業を廃止または休止するときは、当該事業の廃止または休止の1ヶ月前までに廃止（休止）の届出を行う必要があります。

届出の様式（法施行細則第16号様式）は、次の県ホームページからダウンロードすることができます。

届出様式掲載箇所：<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6968/p23083.html>

なお、廃止する有料老人ホームの事業を、間を置くことなく従前とは別の事業者が引き継いで運営しようとするときは、それぞれに手続きが必要となります。

事業者	手続き
廃止しようとする事業者	廃止の届出
新規に引継ごうとする事業者	設置計画事前協議書の届出

届出や届出後の協議については、相応の時間を要することから、廃止または休止の目途が立った段階で、速やかに県に連絡してください。

10 事業変更の届出について

有料老人ホームの事業を変更した場合、県に変更後1月以内に老人福祉法に係る変更届を郵送で提出する必要があります。変更届の提出が必要な変更事項と届出に当たっての添付書類は次のとおりです。

有料老人ホーム事業変更届手続き一覧

変更事項	手 続 き 方 法			添 付 書 類
	I 県事前承認	II 入居者説明	III	
① 設置者に係る事項 (代表者、商号、住所、役員)	不要	不要		商業登記簿謄本、定款、履歴書等
② 定員、施設類型、介護保険類型 ★県事前承認前に市町村の了解 が必要	必要	必要		変更理由書、運営懇談会開催状況報告書 、変更後書類（重説等）
③ 居住の権利形態、入居時要件	必要	必要		変更理由書、運営懇談会開催状況報告書 、変更後書類（重説等）
④ 施設管理者	不要	不要		履歴書、資格証
⑤ 施設及びその敷地の権利関係	必要	必要		変更理由書、変更後の登記簿謄本、売買 契約書、建物賃貸借契約書、運営懇談会 開催状況報告書、変更後書類（重説等）
⑥ 建物の構造、設備、居室数、レイアウト	必要	必要		変更理由書、新旧の平面図、運営懇談会 開催状況報告書、変更後書類（重説等） 等
⑦ 利用料及びそれに係る事項 (前払金、月額利用料等の費用、 初期償却率、解約時返還、保全 措置、損害賠償内容等)	必要	必要		変更理由書、新旧対照表、契約書、運営 懇談会開催状況報告書、変更後書類（重 説等）等
⑧ 管理規程及びそれに係る事項 (サービス内容、マニュアル、苦情処理体制、業務委託契約等)	必要	必要		変更理由書、新旧対照表、契約書、運営 懇談会開催状況報告書、変更後書類（ 管理規程等）等
⑨ 医療施設との連携内容	不要	不要		協力医療機関契約書
⑩ ①～⑨以外の変更事項	事前に県高齢福祉課に対応方法を相談			

<留意点>

- 県の事前承認が必要な変更事項は、変更前に必ず県に事前相談してください。
- 老人福祉法に規定する事業変更届の様式は、法施行細則第15号様式で、県のホームページからダウンロードできます。
(掲載箇所：<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6968/p23083.html>)
- 添付書類欄の「変更理由書類」は届出事項を変更する理由を記載した書面のことであり、
様式は問いません。
- 介護付有料老人ホームは、老人福祉法の変更届と併せて特定施設入居者生活介護の変更
手続きが必要となります。変更手続きの詳細は介護情報サービスかながわに掲載されてい
る変更届等一覧表を確認してください。
(掲載箇所：<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=230&topid=3>)

V その他

1 県の組織再編について

神奈川県の組織再編に伴い、平成30年4月1日から高齢福祉課の部局名が次のとおり変更になりました。施設内に掲示してある苦情相談窓口等の記載を変更してください。

変更後（平成30年4月1日以降）	変更前（平成30年3月31日まで）
福祉子どもみらい局福祉部高齢福課	保健福祉局福祉部高齢福祉課

2 補助金で取得した補助対象財産の財産処分について

神奈川県では、平成21年から平成26年にかけて、既存の有料老人ホーム等のうち、消防法施行令の改正により新たにスプリンクラーの設置が義務付けられた施設がスプリンクラーの設置をする際の設置費用を助成する、スプリンクラー整備特別対策事業を実施してきました。

補助金等の交付を受けて取得した財産（補助対象財産）について、補助金等の交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等（財産処分）を行う場合には、事前に神奈川県の承認を得る必要があります。

具体的には、有料老人ホーム事業を別の法人に譲渡する（譲渡）、有料老人ホームの一部に他の事業所を設置する（転用）、有料老人ホーム事業を廃止する（廃棄）等が想定されます。

補助対象財産については処分制限期間が定められており、補助金で取得したスプリンクラー設備の処分制限期間は8年となっています。

そのため、補助事業により取得して8年を経過せずに財産処分を行う場合には、神奈川県の承認を得る必要があり、原則として処分制限期間の残存年数に応じて返還金が生じることになりますので、財産処分を行う際には事前に神奈川県高齢福祉課へ相談してください。

<参考>厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（抜粋）

○財産処分の類型○

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄に当たる。

貸付：補助対象財産の所有者は変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分すること。

3 経営状況等報告について

有料老人ホームの設置者は、毎年7月1日現在の有料老人ホームの経営状況等について、7月31日までに知事に報告することとなっているため、当該日までに報告ができるように対応をお願いいたします。

なお、今回は重要事項説明書の見直しを予定しているため、提出いただく重要事項説明書は新たな様式でお願いいたします。

<参考：神奈川県有料老人ホーム設置運営指導要綱 第15条>

4 住所地特例対象施設について

介護保険においては介護サービス利用者の住民票のある市町村が保険者となるのが原則ですが、その原則のみでは介護保険施設等の所在する市町村に給付費の負担が偏ってしまうことから、一定の条件を満たした施設に入居する場合には、施設に住民票を移しても、住民票を移す前の市町村が引き続き保険者となる「住所地特例」を設けています。

有料老人ホームにおいては、入居者が要介護者及びその配偶者等に限られるもののうち、入居定員が29人以下であるものを除き、当該特例の対象となります。

神奈川県内（指定都市及び中核市を除く。）に所在する住所地特例の対象となる有料老人ホームは県ホームページで公開しています。

参考：介護保険法第13条

5 立入検査について

県は、有料老人ホームの設備及び運営等について、事業開始後に立入検査を行うとともに、継続して定期的及び臨時的に立入検査を行うものとされています。

立入検査を行う場合は事前に事業者あてに通知を発出しますが、立入検査の有無に関わらず、常日頃から指針や法令等に適合した事業運営を心掛けてください。

参考：神奈川県有料老人ホーム設置運営指導要綱 第16条

参考：老人福祉法 第29条第9項

6 介護職員等による喀痰吸引等について

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、平成24年4月1日から、介護福祉士及び一定の研修を終了した介護職員等は、診療の補助として喀痰吸引等の医行為を行うことを業とすることが可能になりました。

介護職員による喀痰吸引及び経管栄養については次の手続きを行うことが必要です。

①介護職員が登録研修機関の実施している研修修了をしていること。

②介護職員が都道府県知事より認定証の交付を受けていること。

③施設がその事業所ごとに都道府県知事の登録をしていること。

医行為が必要な入居者がいる施設は、その方への医行為を医師、看護師等の免許保有者が行うようになっているか、介護職員が喀痰吸引及び経管栄養を行っている施設は研修受講及び事業者登録手続が完了しているか、改めて施設での取扱いを確認してください。

詳細については、以下の「介護情報サービスかながわ」掲載資料を確認してください。

（掲載箇所：<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=23>）

【関係資料掲載箇所】

一事業者

－ライブラリ（書式／通知）

－10. セミナー・講習会・研修

－平成30年度集団指導講習会資料

「1. 平成30年度集団指導講習会資料」

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=881&topid=21>)

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の
助言等について
計8枚（本紙を除く）

Vol.625

平成30年3月20日

厚生労働省老健局高齢者支援課

〔貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう、よろしくお願ひいたします。〕

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3981)
FAX：03-3595-3670

社援保発 0320 第 1 号
老高発 0320 第 1 号
消防予第 86 号
国住指第 4678 号
平成 30 年 3 月 20 日

都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）長
各 都道府県消防防災主管部（局）長・東京消防庁・指定都市消防長 殿
都道府県建築主務部（局）長

厚生労働省社会・援護局保護課長
(公印省略)

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

消防庁予防課長
(公印省略)

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について

去る平成 30 年 1 月 31 日深夜に札幌市で発生した火災では、高齢の生活保護受給者の方を中心に多数の死傷者が出来ることとなり、甚大な被害となったところです。

これを受け、「消防法施行令別表第一（5）項口（下宿等）の防火対策に係る注意喚起等について」（平成 30 年 2 月 1 日消防予第 26 号消防庁予防課長通知。以下「消防関係通知」という。）、「木造の寄宿舎等を対象とした違反対策の徹底について」（平成 30 年 2 月 1 日国住指第 4030 号国土交通省住宅局建築指導課長通知。以下「建築関係通知」という。）及び「避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等における防火安全体制等の周知徹底について」（平成 30 年 2 月 2 日社援総発 0202 第 1 号等厚生労働省社会・援護局総務課長等関係課長連名通知）を発出したところです。

また、住宅確保が困難な生計困難者等が多数居住する施設等が、未届の無料低額宿泊所や未届の有料老人ホームに該当しているケースが指摘されているほか、そこに居住する生計困難者等の中には火災時の避難が困難な方がいることなどから、これらの生計困難者等が居住する施設の防火安全対策のための取組が必要です。

こうしたことから、既に取り組んでいただいている消防関係通知や建築関係通知による緊急点検・防災査察等に加えて、生計困難者等が居住する施設等に係る防火安全対策の助言等

の取組を実施する上での留意点をとりまとめましたので、福祉部局・福祉事務所、消防部局及び建築部局におかれましては、相互に連携の上、取組の充実を図っていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県、指定都市及び中核市の民生主管部局（以下「福祉部局」という。）におかれましては、管内福祉事務所に対して、都道府県消防防災主管部局におかれましては、管内の消防本部（消防本部を置かない場合は町村。以下同じ。）に対して、都道府県建築主務部局におかれましては、管内の特定行政庁（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 項第 35 号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。）に対して周知していただきますようお願いいたします。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言であることを申し添えます。

記

1 緊急点検・防災査察等の早期実施について

都道府県消防防災主管部局・東京消防庁・指定都市消防本部（以下「消防部局」という。）及び特定行政庁の建築主務部局（以下「建築部局」という。）は、消防関係通知及び建築関係通知による緊急点検・防災査察等が未実施の建物が管内に存する場合は、早急に実施を図ること。

なお、消防部局及び建築部局における対応については、3月末時点の状況について報告をお願いする予定である。

2 福祉部局・福祉事務所、消防部局及び建築部局の連携による防火安全対策の助言等について

（1）未届施設及び類似施設の実態把握、届出の徹底等について

未届の無料低額宿泊所及び未届の有料老人ホーム（以下「未届施設」という。）並びにその可能性のある施設（以下「類似施設」という。）については、福祉部局において、「社会福祉各法に法的位置付けのない施設の状況に関する調査について（依頼）」（平成 27 年 5 月 7 日社援保発 0507 第 4 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「法的位置付けのない施設調査」という。）及び「有料老人ホームに関する定期的な調査の実施について」（以下「有料老人ホーム調査」という。）等により実態把握に努めていただいているところであるが、これらの未届施設及び類似施設（以下「未届施設等」という。）の実態把握に当たっては、福祉部局内の生活保護担当課、無料低額宿泊所担当課、有料老人ホーム担当課及び介護保険担当課並びに福祉事務所が連携及び情報共有を図ることはもとより、対象建築物が存する地域を管轄する消防部局及び建築部局とも連携を図り、一層の把握に努めること。

福祉事務所は、「生活保護受給者が居住する社会福祉各法に法的位置付けのない施設及び社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生活困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設に関する留意事項について」（平成 21 年 10 月 20 日社援保発 1020 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、社会福祉各法に法的位置付けのない施設や無料低額宿泊所に居住する生活保護受給者に対して、「少なくとも年に 2 回以上の訪問活動を行い、生活実態の把握に努めるとともに、居住環境や施設における処遇

について隨時確認」し、この「訪問調査の結果については、所轄の消防署等と連携の上、適宜必要な情報提供を行い、防火安全体制の確認についての協力に努めること」及び「生活保護の担当部局と施設の担当部局は、必要な情報を隨時交換するなど連携の強化に努め、例えば有料老人ホームに類似した施設であることが確認された場合は、施設の担当部局へ情報提供をすること」としている。これまでの訪問調査により、未届施設や類似施設（特に、10世帯以上の高齢者世帯が居住し、かつ、介護が必要な方や障害がある方が複数居住している建物で、当該建物の所有者又は管理者によって入居者に対して食事が提供されているもの）を把握している場合には、訪問調査計画を前倒す等により速やかに訪問して、別紙1により、生活保護受給者に対して防火安全についての助言・注意喚起を行うとともに、別紙2により、居住する施設に係る防火上の安全性に関する点検（以下「防火点検」という。）を行うこと。あわせて、今後行う訪問調査時に、新たに未届施設等を把握した場合も、同様に取り扱うこと。これらにより把握した未届施設等に関する生活保護受給者の状況（当該施設に居住する生活保護受給者の人数や要介護度の情報、障害者加算の認定状況等をいう。以下同じ。）や防火点検の結果については、福祉部局と共有すること。

福祉部局は、実態を把握した未届施設等のうち法令に基づく届出が必要な施設に対して、届出の励行に努めること。

（2） 福祉部局・福祉事務所、消防部局及び建築部局による連絡体制の整備等

ア 福祉部局、消防部局及び建築部局は、円滑に連携を図ることができるよう、福祉部局が中心となり、担当者による連絡会議を設置するなど連絡体制を整備すること。

なお、連絡体制の構築状況及び実施状況については、報告をお願いする予定である。

【連絡会議の構成員（例）】

- ①福祉部局（生活保護担当課、無料低額宿泊所担当課、有料老人ホーム担当課）
- ②消防部局（東京消防庁・指定都市消防本部以外の消防本部を含む。）
- ③建築部局

※ 必要に応じて福祉事務所も出席。

イ 三部局で連携を図り、管内の福祉事務所に対する研修等の実施や連絡会議等を開催し、防火上の安全性に関する助言・確認事項等に関する理解を深めるよう努めること。

（3） 福祉部局、消防部局及び建築部局による未届施設等に関する情報の共有

ア 未届施設に関する情報の共有

福祉部局は、法的位置付けのない施設調査や有料老人ホーム調査により把握している未届施設について、事業者への訪問や電話等による聞き取り、直近に実施した実地調査等の結果等から現況を把握の上、未届施設と判断した施設に関する施設名、事業者名（設置・経営主体）、所在地・住所、主な入居対象者、定員、入居者数（生活保護受給者数）、入居者の要介護度の情報、障害者加算の認定状況等のうち把握している情報を、速やかに対象建築物が存する地域を管轄する消防部局及び建築部局に対して提供すること。なお、消防部局及び建築部局への情報提供に際しては、福祉部局内の生活保護担当課、無料低額宿泊所担当課及び有料老人ホーム担当課が連携を図ることにより、各担当課が保有する情報の集約を図ること。情報提供を受けた都道府県消防防災主管部局は管内の消防本部（東京消防庁及び指定都市消防本部を除く。）と情報を共有すること。

また、今後行われる未届施設に関する調査の結果を踏まえ、新たに未届施設と判断す

る施設についても、情報提供すること。情報提供のタイミングについては、(2)の連絡会議等において、福祉部局・消防部局・建築部局の間で必要な調整を図ること。

加えて、2(1)により福祉事務所から情報共有された類似施設のうち、生活保護受給者の状況等を踏まえ、未届施設と判断した施設についても、把握した情報を消防部局及び建築部局へ提供すること。

なお、福祉部局は、消防部局及び建築部局へ情報提供する際には、予めその旨を事業者に対して説明すること。

また、今後、制度改正等にあわせて届出指導の対象となる施設の判断基準を示す際には、改めて情報提供に係る通知を予定している。

イ 類似施設に関する情報の共有

福祉部局は、

(ア) 有料老人ホーム調査により把握している類似施設

(イ) 2(1)により福祉事務所から情報共有された類似施設のうち、生活保護受給者の状況や防火点検の結果を踏まえ、火災時の避難の困難性や建物や設備の状況から、防火上の安全性を確保する観点で特に助言等を行う必要があると考えられる施設

について、把握した情報を消防部局及び建築部局へ提供すること。情報提供を受けた都道府県消防防災主管部局は管内の消防本部（東京消防庁及び指定都市消防本部を除く。）と情報を共有すること。

なお、福祉部局は、消防部局及び建築部局へ情報提供する際には、予めその旨を事業者に対して説明すること。

(4) 福祉部局、消防部局及び建築部局の連携による助言等の実施

ア (2)の連絡会議等において、(3)により情報共有した未届施設等（平成30年度においては、1による緊急点検・防災査察等を実施した建物を除く。）のうち、特に優先して当該三部局による助言等を行う建物を、別紙2を参考として、福祉部局が中心となり選定すること。

イ アで選定された未届施設等に対しては、必要に応じて、福祉部局、消防本部及び建築部局が合同で訪問し、入居者の生活に配慮しつつ、施設の実態に応じて、当該未届施設等の事業者に対し、消防法令及び建築基準法令に基づく防火対策に関する助言や、出火防止や避難対策など平素からの備えに係る注意喚起を行うこと。

(5) 基準不適合の建物への対応等

消防部局及び建築部局は、(4)イによる未届施設等に対する訪問の結果、基準不適合として指導を行った場合は、福祉部局に指導状況等を情報提供すること。福祉部局は、提供された情報を受けて、未届施設等の事業者が適切に運営しているか確認するとともに、必要な指導を行うこと。また、福祉部局が事業者に対して行政処分等を行う際には、福祉事務所と連携し、当該未届施設等の利用者に対し、必要な助言又は支援を行うこと。

福祉部局及び福祉事務所は、2(1)による訪問調査の際の防火点検の結果や、消防部局及び建築部局からの指導状況等に係る情報提供を受けて、生活保護受給者の住環境が著しく劣悪な状態であることが確認された場合については、生活実態に配慮しつつ、関係機関と連携の上、より適切な他の施設や住居への転居を促すこと。

3 無料低額宿泊所における防火上の安全性の確保について

無料低額宿泊所（未届の無料低額宿泊所を含む。以下同じ。）における防火上の安全性の確保については、これまででも「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について」（平成15年7月31日社援発第0731008号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」において、消防設備や避難設備を設ける等の消防法（昭和23年法律第186号）及び建築基準法の遵守を求めているところである。福祉部局は、無料低額宿泊所の防火上の安全性の確保のため、消防部局及び建築部局と連携し、引き続き管内の無料低額宿泊所の消防法及び建築基準法の遵守に向けて指導を徹底すること。また、無料低額宿泊所等（法的位置付けのない調査により把握した施設を含む。）の入居者に加えて、広く生活保護受給者の防災意識の向上のため、次の取組を実施すること。

- (1) 福祉部局は、消防部局と連携を図り、別紙3のリーフレット「福祉事務所・消防署からのお知らせ」（以下「リーフレット」という。）を管内の無料低額宿泊所の事業者に対して送付し、入居者に対する注意喚起を要請すること。
- (2) 福祉部局は、管内の福祉事務所と連携を図り、無料低額宿泊所等の中で、老朽化した木造建築等火災の恐れが著しく高いと認められる施設に居住する生活保護受給者に対してリーフレットを配布すること。
- (3) 福祉事務所は、生活保護受給者に対する定例の訪問調査の際や、保護決定通知書等の郵便物を送付する際に同封するなど、機会を捉えて、可能な限り、生活保護受給者に対してリーフレットを配布すること。また、その際は、把握している地域の消防訓練に関する情報についてもあわせて周知を図ること。

4 有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保について

有料老人ホーム（未届の有料老人ホームを含む。以下同じ。）における防火上の安全性の確保については、これまでにも「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）の別添「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」において、消防設備や避難設備を設ける等の消防法及び建築基準法の遵守を求めているところである。福祉部局は、有料老人ホームの防火上の安全性の確保のため、消防部局及び建築部局と連携し、引き続き管内の有料老人ホームの消防法及び建築基準法の遵守について指導を徹底すること。

併せて、リーフレットを管内の有料老人ホームの設置者に対して送付し、入居者に対する注意喚起を要請すること。

【照会先】

（無料低額宿泊所等、生活保護関係）

厚生労働省社会・援護局保護課保護係

03-5253-1111（内線2826）

（有料老人ホーム関係）

厚生労働省老健局高齢者支援課高齢者居住支援係

03-5253-1111（内線3981）

（消防関係）

消防庁予防課企画調整係

03-5253-7523

（建築関係）

国土交通省住宅局建築指導課

03-5253-8111（内線39-529）

訪問調査時の入居者向け助言・注意喚起事項

○以下の着眼点について、助言・注意喚起を実施。

【入居者向けの助言・注意喚起事項】

着眼点

助言・注意喚起の内容

たばこの吸い殻の管理状況

- ・たばこの吸い殻は、灰皿に水を入れて処理すること

・寝たばこは、絶対しないこと

- ・ストーブは、燃えやすい物の近くで使わないこと
(例:ストーブの近くに洗濯物を干さないこと等)
- ・ストーブの灯油は、建物管理者が決めた場所・時間での給油を行うなど、適切に管理すること

ストーブの使用状況

2

ガスこんろの使用状況

3

ガスこんろから離れる時は、必ず火を消すこと

・コンセントは、たこ足配線をしないこと

コンセントや電気コードの使用状況

4

- ・使わない電化製品のコンセントを挿したままにしないこと
- ・電気コードは家具の下敷きにしたり、束ねたりしたまままで使用しないこと
- ・灯油のボリ容器や多量の段ボール・新聞紙など、燃えやすいものを廊下や階段に置かないこと
- ・廊下や階段に、避難の妨げになる物を置かないこと

住宅用火災警報器の点検状況

5

訪問調査時の防火点検事項

○確認項目欄の各項目をチェックし、その結果を踏まえて、特に当該三部局による助言等を行う必要がある建物を選定。

【特に火災危険性や避難の困難性が高い状況であることの確認事項】

	確認項目	確認結果
1	3階建以上の建物で、階段室に扉が設置されていない	該当／非該当
2	避難経路に妨げになる物が大量に置かれ、人ひとりが通行することもできない状況である	該当／非該当
3	各世帯に火災警報器が設置されていない	該当／非該当
4	外壁の屋外面上に、木材が露出して使用されている	該当／非該当
5	灯油が大量に置かれている	該当／非該当
6	住室間の壁のうち、増設されたもの※がある	該当／非該当

※ひとつの窓を分断するように設置されているものや、住室が極端に狭くなるように設置されたものなど。

特に当該三部局による助言等を行う建物の選定に際し、優先するものの（例）

- ① 昭和50年以前に新築された木造2階建て以上の下宿、寄宿舎又は共同住宅^注で、延べ面積150m²以上のもの
- ② 【特に火災危険性や避難の困難性が高い状況であることの確認事項】の1～6のうち、該当する項目の多いもの

注) 平成30年度においては、平成29年度の緊急点検において対応済みの下宿又は寄宿舎を除く。

福祉事務所・消防署からのお知らせ

たばこの吸い殻の管理

- たばこの吸い殻は、灰皿に水を入れて処理する。
- 寝たばこは、ゼッタイしない。

ストーブの使用

- ストーブは、燃えやすい物の近く※で使わない。
- ※ストーブの近くに洗濯物を干すこと等
- ストーブの灯油は、建物管理者が決めた場所・時間での給油を行うなど、適切に管理する。

ガスこんろの使用

- ガスこんろの周りに、物を置かない。
- ガスこんろは、壁から離して使う。
- ガスこんろから離れる時は、必ず火を消す。

コンセントや電気コードの使用

- コンセントは、たこ足配線をしない。
- 使わない電化製品のコンセントを挿したままにしない。
- 電気コードは家具の下敷きにしたり、束ねたりしたままで使用しない。

廊下や階段の状況

- 灯油のポリ容器や多量の段ボール・新聞紙など、燃えやすいものを廊下や階段に置かない。
- 廊下や階段に、避難の妨げになる物を置かない。

住宅用火災警報器の点検

- 住宅用火災警報器を定期的に点検する。

連絡先：●●●●福祉事務所 電話●●●●—●●●●
：●●●●消防署 電話●●●●—●●●●

各都道府県介護保険担当課（室） 御 中
← 厚生労働省 老健局高齢者支援課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

平成 28 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）

計4枚（本紙を除く）

Vol.631

平成30年3月28日

厚生労働省老健局高齢者支援課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3966)
FAX：03-3595-3670

老発 0328 第 2 号
平成 30 年 3 月 28 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

平成 28 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）

本年 3 月 9 日に、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する平成 28 年度の調査結果を公表したところです。（※）

本調査結果によると、養介護施設従事者等による虐待については、相談・通報件数は 1,723 件、虐待判断件数は 452 件に、養護者による虐待については、相談・通報件数は 27,940 件、虐待判断件数は 16,384 件となっています。

高齢者虐待の相談・通報窓口、事実確認、適切な措置等は自治体が担うこととなっており、平成 27 年 2 月 6 日付け老発 0206 第 2 号、同年 11 月 13 日付け老発 1113 第 1 号、平成 28 年 2 月 19 日付け老発 0219 第 1 号及び平成 29 年 3 月 23 日付け老発 0323 第 1 号において、法に基づく対応の強化等について依頼しています。しかしながら、高齢者虐待は依然として増加傾向です。

つきましては、これらの通知に加え、改めて下記にご留意の上、高齢者虐待防止に向けた体制整備の充実や再発防止に向けた取組の強化等に、一層のご尽力をいただくとともに、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知及び支援並びに関係団体・機関及びこれらを通じた介護施設・事業所等への周知及び指導を徹底していただくようお願いします。

（※）調査結果

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196989.html>

記

【本通知の要点】

1 高齢者虐待への対応及び養護者支援の適切な実施

(1) 法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた要因等の分析を行い、各地域の実情に応じた未然防止に向けた取組を検討・実施

(2) 平成29年度に改訂した国のマニュアル等も参考に市町村等の高齢者虐待に関する体制を着実に整備

2 高齢者虐待における重篤事案の事後検証及び再発防止

高齢者虐待による重篤事案について、事前の相談・通報の有無に関わらず、可能な限り情報を収集し、個々の事例における要因や課題等に関する事後の検証を行い、再発防止に向けた取組を検討・実施

※事後検証に当たっては、国の補助事業で認知症介護研究・研修仙台センターが平成29年度に作成した「高齢者虐待における重篤事案～特徴と検証の指針～」等を活用

3 高齢者権利擁護等推進事業の活用

都道府県において、上記の1及び2を踏まえた取組を進めるため、高齢者権利擁護等推進事業を活用した市町村の取組を支援

1 高齢者虐待への対応及び養護者支援の適切な実施

(1) 法に基づく対応状況調査結果を踏まえた要因分析及び未然防止策の実施

当該調査結果においては、ご報告いただいた市町村に対し、当該市町村分の確定データを送付しております。当該データと既に公表した全国のデータを比較検討し、傾向や特徴等に差異が見られる点について要因分析等を行い、その結果を踏まえ、地域の実情に応じた未然防止策を検討・実施することが重要です。

例えば、「介護疲れ、介護ストレス」や「教育、知識、介護技術等の問題」が主な発生要因となっており、被虐待高齢者の状況としては「認知症日常生活自立度Ⅱ以上が8割程度」となっていることに着目し、これらの要因を軽減するための取組（養護者のレスパイトケア、養護者及び養介護施設従事者等への怒りの感情のコントロールを含むストレスマネジメント等について普及啓発を行う。認知症への理解を深める研修等を促進する。等）を実施することが有効であると考えられます。

また、高齢者虐待に関する体制整備や対応状況についても、全国のデータと比較した上で、取組が進んでいないと考えられる項目等（例えば、「事実確認開始までの期間」が中央値と比べて長い、「判断に至らなかった事例」の割合が多い。等）を中心として改善を行うようにしてください。

(2) 市町村等の高齢者虐待に関する体制整備の着実な推進

法の施行に併せ、平成18年4月に高齢者虐待防止に関するマニュアルである「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（以下、「マニュアル」という。）を作成しましたが、今般、法施行後10年以上が経過していることも踏まえ、改訂を行うこととしました。なお、改訂後のマニュアルは、今月中を目途に、各自治体へ送付するとともに、厚生労働省のホームページに掲載する予定であり、業

務を進める上で参考にしてください。

特に、現状、相談・通報や虐待判断が全くなかったり、その件数が少ない市町村におかれましては、当該マニュアルも活用し、高齢者虐待に関する体制整備（相談・通報体制、地域住民等への普及啓発、業務フロー等）の状況について、再度、ご確認いただき、着実な体制整備を推進をお願いします。

（参考：主な改訂内容）

- ・現行マニュアルでは記載が不十分な「虐待の有無の判断」や「対応の終結」等の説明を追加するとともに、「立入調査」、「やむを得ない事由による措置」等を行う場合の留意点等を拡充。
- ・法施行後の国の取組等（都道府県への補助事業、調査研究事業等）の追加
- ・市町村等における具体的な取組や工夫している点を紹介

2 重篤事案の事後検証及び検証結果を踏まえた再発防止に向けた取組

高齢者虐待事例の中でも死亡事案については、事前に相談・通報がなく市町村等の高齢者虐待の担当者が関与できておらず、事案の発生を事後に把握した後も特段の対応を行っていなかったり、過去に同様の事案が管内で発生したことなく、対応に苦慮している自治体があるといった現状です。こうしたことを踏まえ、今般、死亡には至らなかった事案も含めた重篤事案の特徴や事後検証の手法等について、平成29年度老人保健事業推進費補助金（老人保健健康増進等事業）により調査研究を実施しました。

研究成果について、認知症介護研究・研修仙台センターが冊子（「高齢者虐待における重篤事案～特徴と検証の指針～」）を作成し、各自治体へ送付するとともに、同センターのホームページに掲載する予定であり、業務を進める上で参考にしてください。

当該冊子等を参考に、事前に相談・通報がなかった事案等についても、警察発表や報道等で高齢者虐待の疑いがある事案が発生したことを把握した場合は、可能な限り情報を収集し事実確認を行ったうえで事後の検証を実施し、再発防止等に向けた取組を検討・実施するようお願いします。死亡事案だけでなく、死亡に至らなかった重篤事案についても同様に事後の検証を行い、未然防止や重篤化する以前での早期発見につなげていく必要があります。

（参考：「高齢者虐待における重篤事案～特徴と検証の指針～」主な内容）

- ・死亡事例・重篤事案の注目点（アセスメントする際のポイント）
- ・死亡事例・重篤事案の事前・事後対応及び事後検証の課題と対策
- ・事後検証の方法と検証結果の活用（情報集約・振り返り、検証の進め方、再発防止等に向けた結果の活用）

3 高齢者権利擁護等推進事業の活用

高齢者権利擁護等推進事業については、都道府県のご担当者のご意見も踏まえ、平成29年度に抜本的見直しを行いました。

都道府県におかれましては、上記の1及び2を踏まえた取組を進めるため、施設長等向け研修である「権利擁護推進員研修」により、施設長等に職員のストレス対策（怒

りの感情のコントロールを含むストレスマネジメント等)を促したり、地域住民とりわけ介護を行っている養護者向けの「リーフレット等の作成」や養護者等を対象にした「シンポジウム(意見交換会)の開催」等により、レスパイトケアや怒りの感情のコントロールを含むストレスマネジメント等を紹介する際に、当該事業をご活用いただき、市町村の高齢者虐待に向けた取組の支援をお願いします。

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

有料老人ホームを対象とした指導の強化について

計13枚（本紙を除く）

Vol.642

平成30年3月30日

厚生労働省老健局高齢者支援課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう、よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3981)
FAX：03-3595-3670

老高発 0330 第 2 号
平成 30 年 3 月 30 日

各 都道府県
指定都市
中核市 民生主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

有料老人ホームを対象とした指導の強化について

「有料老人ホームに関する定期的な調査の実施について」(平成29年6月28日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)において依頼した有料老人ホームに対する指導状況等について、別添のとおり調査結果を取りまとめたので情報提供する。

いわゆる団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025年に向けて、高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住まいのニーズがさらに高まる中、有料老人ホームの入居者の居住の安定を確保する観点から、有料老人ホームの適確な実態把握や継続的な指導監督が不可欠である。このため、有料老人ホームに対する指導監督について、下記の通り取組の徹底をお願いする。

なお、平成 30 年度においても引き続き調査を実施する予定としていることを申し添える。

記

1. 平成 29 年度フォローアップ調査(第 9 回)の結果について

(1) 未届の有料老人ホームの届出促進及び指導について

これまで累次にわたり、有料老人ホームの届出促進に向けた取組の徹底、厳正な指導監督をお願いしているところであるが、今回の調査においても、多数の未届の有料老人ホーム(実態調査中のものや今後実態調査を行うものを含む。以下同じ。)が確認された。

その一方で、未届の有料老人ホームの件数は前回(平成 28 年度)調査の 1,207 件から減少し、今回(平成 29 年度)調査では 1,046 件となった。

これは、未届の有料老人ホームに対する指導を通じて届出が進んだこと、施設の運営実態の確認を行った結果、有料老人ホームへの該当の有無が確認できたことなど、都道府県等における未届の有料老人ホームに対する取組が一定程度進んでいる結果であると考えられる。

都道府県等におかれては、「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」(平成 19 年 3 月 20 日付け厚生労働省老健局計画課長、振興課長通知)等の通知や以下の内容を踏まえ、引き続き未届の有料老人ホームに対する取組の徹底をお願いする。

① 未届の有料老人ホームに対する指導監督

有料老人ホームの届出の手続は、有料老人ホームにおける虐待等をはじめ入居者の

処遇に関する不当な行為が行われることを未然に防止するためにも、必要に応じて都道府県等が迅速かつ適切に関与できる前提として、義務付けているものである。

このため、今回の調査で把握した未届の有料老人ホームについては、速やかに実態把握を行うとともに、有料老人ホームに該当する場合には、早急な届出の実施や入居者の処遇等について厳正かつ適切な指導監督を徹底すること。

② 関係部局と連携した未届の有料老人ホームの実態把握

未届の有料老人ホームの徹底した実態把握を進めるため、都道府県等及び市区町村の介護保険部局、生活保護部局、地域包括支援センター、消防部局及び建築部局等の関係部局で把握した未届の有料老人ホームに関する情報が、速やかに都道府県等の有料老人ホーム担当部局に確実に共有されるよう、本調査時だけではなく、日頃から連携体制を構築し、関係機関一体となって取り組まれたい。

③ 届出促進に向けた取組

未届の有料老人ホームの届出を促進するため、引き続き届出制度の周知を図るほか、未届の有料老人ホームの公表、有料老人ホームの標準指導指針における既存建築物・小規模建築物の特例の活用など、届出促進に向けた取組を強化すること。

(2) 有料老人ホームの前払金の保全措置の状況について

前回(平成 28 年度)調査に引き続き、今回(平成 29 年度)の調査においても、老人福祉法第 29 条第 7 項に基づく前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの割合は減少し、継続的な指導の結果、近年一定の改善が見られている。

一方で、未だに違反施設が一定数存在している状況は、有料老人ホーム全体の信頼を揺るがしかねない事態であり、保全措置を講じていない義務違反の有料老人ホームが存在している地方公共団体においては、入居者保護の観点から、以下の内容を踏まえ、厳正な指導を行われるようお願いする。

また、後述のとおり、今般の老人福祉法の改正により、従来は、前払金の保全措置の義務対象外となっていた平成 18 年 3 月 31 日以前に届出された有料老人ホームについても、平成 30 年 4 月 1 日から 3 年を経過した日以降の新規入居者から義務対象となる。このため、該当する有料老人ホームに対して十分に周知を図るとともに、その対応状況を細やかに把握するなど、経過期間の終了後の施行に向けて遺漏なきよう対応されたい。

併せて、従来保全措置を講じている有料老人ホームにおいても、新規入居者に対しても引き続き保全措置を講じるよう、事業者に対する継続的な対応をお願いしたい。

① 前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームに対する指導監督

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの事業者に対して、老人福祉法に基づく検査や改善命令など速やかに改善に向けた取組を実施すること。なお、検査の拒否や改善命令に対する違反等を行った事業者に対しては、同法に基づく罰則の適用も視野に入れ、より厳正な対応を図ること。

② 前払金の保全措置義務の周知

前払金の保全措置を講じていないことは、法令に違反する行為であることから、前払金の徴収を行う場合には、所要の措置を講じる必要があることを有料老人ホーム事業者に対して周知徹底を図ること。

なお、保全措置を講じる意思はあるものの、取引条件等で銀行保証等を利用することが困難な有料老人ホーム事業者に対しては、担保を必要としない「公益社団法人全国有

料老人ホーム協会」による「入居者生活保証制度」を活用することなどが考えられるので、適確に指導を行うこと。

2. 有料老人ホームに係る制度の施行について

昨年6月2日に公布された地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)に基づく有料老人ホームに係る以下の制度が本年4月1日から施行される。

今回の見直しにおいては、入居者保護の観点から指導権限の強化等を図ったところであり、見直し後の制度の下、引き続き厳正な指導を行うようお願いする。

なお、これまでお示ししているところであるが、届出が行われていない場合であっても、有料老人ホームに該当する事業については、届出されている有料老人ホームと同様に、老人福祉法の規定が適用されることに留意されたい。

① 事業停止命令の創設

再三の指導に従わず悪質な事業を続ける有料老人ホームへの指導監督の仕組みを強化するため、未届有料老人ホームも含め、悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令を新設する。

② 前払金保全措置の義務の対象拡大

事業倒産等の場合に備えた有料老人ホームの入居者保護の充実を図るために、前払金を受領する場合の保全措置の義務対象を拡大する。(従来は、平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームは、前払金の保全措置の義務対象外となっていたため、今回の改正により、このような有料老人ホームについても、法施行日から3年を経過した日以降の新規入居者から、義務対象に追加する。)

③ 都道府県等による入居者に対する援助

事業停止命令や倒産等の際に、有料老人ホームの入居者の心身の健康の保持や生活の安定を図るために必要なときは、都道府県等は、入居者が介護等のサービスを引き続き受けるために必要な援助を行うこととする。

④ 有料老人ホーム情報の報告・公表

入居希望者のニーズに合った有料老人ホームの選択に資するとともに、事業者の法令遵守の確保を図るために、各有料老人ホームが提供するサービスの内容等について都道府県等への報告を義務付けるとともに、都道府県等による当該情報の公表を義務付ける。

3. 有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保について

(1) 福祉・消防・建築部局が連携した防火上の安全性の確保

有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保については、これまで「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」(平成14年7月18日老発第0718003号厚生労働省老健局長通知)の別添「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」において、消火設備や避難設備を設ける等の消防法及び建築基準法の遵守を求めているところである。

平成30年1月31日深夜に札幌市で発生した火災を受け、「生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について」(平成30年3月20日付け厚生労働省社会・援護局保護課長等)を発出している。通知の主旨を踏まえ、福祉・消防・建築部局が連携して、未届の有料老人ホームを含めた有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保に向けた取組をお願

いしたい。

(2) スプリンクラー設置の促進

消防法施行令(昭和36年政令第37号)の改正により、平成27年4月1日以降、火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設(同令別表第一(6)項口に掲げる施設)については、原則として延べ面積にかかわらずスプリンクラーを設置することが義務付けられている。これに関して、既存施設に対して設けられていた経過措置については、平成30年3月31日をもって終了することに留意されたい。

有料老人ホームについては、避難が困難な要介護状態にある者を主として入居させるものが、同令別表第一(6)項口に掲げる施設に該当することから、特に既存の有料老人ホームのうち、スプリンクラー設備を設置していないものを運営している事業者に対しては、消防部局への相談などを踏まえた改修の実施を求めるなど、適切な指導等を実施していただきたい。

また、スプリンクラー設備の設置にあたっては、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を活用できることから、事業者に対してスプリンクラーの設置を指導する場合には、当該助成制度を併せて周知することにより、既存の有料老人ホームにおけるスプリンクラー設置が着実に実施されるよう促していただきたい。(ただし、当該助成制度の対象は、平成28年度から1,000m²未満の有料老人ホームとしているので、留意すること。)

なお、未届の有料老人ホーム(※)については、当該助成制度の対象外としているので念のため申し添える。

(※) ただし、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホームは、法令上、老人福祉法に基づく届出は不要とされているが、当該助成制度においては届出をしたものとみなし、助成の対象としている。

【既存施設のスプリンクラー設備等整備事業】

- ① 1,000m²未満の場合 9,260円/m²
- ② 1,000m²未満かつ消火ポンプユニット等を設置する場合 9,260円/m²+232万円まで

以上

平成 30 年 3 月 30 日
厚生労働省老健局高齢者支援課

平成 29 年度 有料老人ホームを対象とした指導状況等
のフォローアップ調査（第 9 回）結果

『有料老人ホームに関する定期的な調査の実施について（平成 29 年 6 月 28 日付け事務連絡）』に基づく
調査結果は以下のとおり。

1. 有料老人ホームの届出状況について

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回
	H21.10.31 時点	H22.10.31 時点	H23.10.31 時点	H24.10.31 時点	H25.10.31 時点	H26.10.31 時点
①届出施設数	4,864 件	5,718 件	6,726 件	7,863 件	8,916 件	9,941 件
②未届施設数*	389 件	248 件	259 件	403 件	911 件	961 件
③届出率 (①/(①+②))×100	92.6%	95.8%	96.3%	95.1%	90.7%	91.2%
④未届率 (②/(①+②))×100	7.4%	4.2%	3.7%	4.9%	9.3%	8.8%

	第 7 回		第 8 回		第 9 回
	H27.6.30 時点	H28.1.31 時点	H28.6.30 時点	H29.6.30 時点	
①届出施設数	10,627 件	—	11,739 件	12,608 件	
②未届施設数*	1,017 件	633 件	1,207 件	1,046 件	
③届出率 (①/(①+②))×100	91.3%	—	90.7%	92.3%	
④未届率 (②/(①+②))×100	8.7%	—	9.3%	7.7%	

(※) 把握している「未届施設数」には、現在施設に対して実態調査を行っている又は今後実態調査を行うために、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設を含む。

【参考】各回の調査期間内で新たに把握した届出／未届の施設数

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回
	H21.5.1 ～H21.10.31	H21.11.1 ～H22.10.31	H22.11.1 ～H23.10.31	H23.11.1 ～H24.10.31	H24.11.1 ～H25.10.31	H25.11.1 ～H26.10.31
①届出施設数	619 件	854 件	1,008 件	1,137 件	1,053 件	1,025 件
②未届施設数*	163 件	59 件	95 件	245 件	658 件	370 件

	第 7 回		第 8 回	第 9 回
	H26.11.1 ～H27.6.30	H27.7.1 ～H28.1.31	H27.7.1 (②は H28.2.1) ～H28.6.30	H28.7.1 ～H29.6.30
①届出施設数	686 件	—	1,112 件	869 件
②未届施設数*	288 件	633 件	127 件	196 件

2. 未届の有料老人ホームに対する指導状況及び有料老人ホームに対する入居者の処遇等に係る指導状況について（平成 29 年 6 月 30 日時点）

	施設数	届出に係る指導	入居者の処遇に係る指導
平成 28 年 6 月 30 日時点の「未届の有料老人ホーム数」（※1）	1,207 件	828 件	76 件
（うち）平成 29 年 6 月 30 日までに届出済	237 件	198 件	37 件
（うち）平成 29 年 6 月 30 日時点で未届	850 件	630 件	39 件
（うち）実態調査の結果、有料老人ホームに該当しなかったもの等（※2）	120 件	—	—
平成 28 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日時点で新たに把握した「未届の有料老人ホーム数」（※1）	196 件	147 件	23 件

（※1）「未届の有料老人ホーム数」には、現在施設に対して実態調査を行っている施設又は今後実態調査を行うために、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設を含む。

（※2）フォローアップ調査で報告した後に実態調査を行った結果、有料老人ホーム事業を廃止したものや食事等のサービスを提供していなかったことが明らかとなったもの、など。

【参考】入居者の処遇等に関する主な指導内容およびその指導を行った自治体

- 行動制限は、緊急やむを得ない場合に限定し、その記録を保存するよう指導

北海道、旭川市、青森県、青森市、盛岡市、山形県、福島県、茨城県、栃木県、前橋市、高崎市、埼玉県、船橋市、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、新潟市、山梨県、長野県、岐阜県、岐阜市、静岡県、愛知県、名古屋市、京都市、大阪府、大阪市、豊中市、東大阪市、兵庫県、和歌山県、和歌山市、島根県、岡山県、倉敷市、広島県、広島市、下関市、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、福岡県、福岡市、長崎市、大分県、宮崎県、宮崎市、鹿児島県、鹿児島市、沖縄県、那覇市（以上、53 自治体）

- 一部屋に複数人が生活しているため、個室化等によりプライバシーが確保されるよう指導

北海道、青森市、岩手県、仙台市、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、前橋市、高崎市、埼玉県、千葉県、船橋市、東京都、神奈川県、横須賀市、福井県、山梨県、長野市、静岡県、愛知県、名古屋市、神戸市、尼崎市、広島県、徳島県、愛媛県、高知市、福岡県、長崎県、大分県、鹿児島県、鹿児島市、沖縄県、那覇市（以上、35 自治体）

- 夜間に人員が配置されていないなどの不備があるため、緊急時に対応可能な体制を確保するよう指導

青森市、茨城県、栃木県、前橋市、高崎市、埼玉県、東京都、神奈川県、横須賀市、福井県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、名古屋市、大阪府、大阪市、豊中市、高槻市、東大阪市、枚方市、下関市、福岡県、福岡市、長崎県、大分県、宮崎県、宮崎市、鹿児島県、沖縄県、那覇市（以上、31 自治体）

- 居室の面積が狭いため、生活に必要なスペースを確保するよう指導

北海道、青森県、仙台市、山形県、栃木県、前橋市、埼玉県、さいたま市、千葉県、船橋市、八王子市、横浜市、山梨県、岐阜県、名古屋市、滋賀県、大阪府、姫路市、福山市、長崎県、那覇市（以上、21 自治体）

- 廊下が狭く、車椅子での移動に支障をきたす等、構造上問題があるため、改善を指導

山形県、茨城県、埼玉県、さいたま市、千葉市、横浜市、岐阜県、名古屋市、滋賀県、大阪府、神戸市、姫路市、福岡県、福岡市、長崎県、沖縄県、那覇市（以上、17 自治体）

等

3. 前払金の保全措置が義務付けられている有料老人ホーム（平成 18 年 4 月 1 日以降に設置）の保全措置の状況について（平成 29 年 6 月 30 日時点）

老人福祉法第 29 条第 7 項に基づき、平成 18 年 4 月 1 日以降に設置された有料老人ホームにおいて前払金を徴収する場合は、前払金の保全措置を講じる必要がある。

	施設数
平成 18 年 4 月 1 日以降に設置された有料老人ホーム数	10,759 件
(うち) 前払金を徴収している施設数	1,357 件
(うち) 前払金の保全措置を講じている施設数 (①)	1,318 件
銀行等による連帶保証委託契約	516 件
信託会社等による信託契約	365 件
全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度	330 件
保険会社による保証保険契約	87 件
その他	20 件
(うち) 前払金の保全措置を講じていない施設数 (②)	39 件
②／(①+②) ×100	(2.9%)

【参考】前払金の保全措置が義務付けられていない有料老人ホーム（平成 18 年 3 月 31 日以前に設置）の保全措置の状況について（平成 29 年 6 月 30 日現在）

	施設数
平成 18 年 3 月 31 日以前に設置された有料老人ホーム数	1,849 件
(うち) 前払金を徴収している施設数	822 件
(うち) 前払金の保全措置を講じている施設数	382 件
(うち) 前払金の保全措置を講じていない施設数	440 件

未届の有料老人ホームに対する施設の届出、入居者処遇等に係る指導状況について

所管自治体	有料老人ホームの届出状況		平成28年6月30日時点で未届の有料老人ホーム(※実態把握中のものを含む)に対する指導状況									平成28年7月1日以降に新たに把握した未届の有料老人ホーム数(※実態把握中のものを含む)						
	有料老人ホームの届出済施設数	未届の有料老人ホーム数(※実態把握中のものを含む)	平成28年6月30日時点で未届の有料老人ホーム数(※実態把握中のものを含む)															
			平成28年6月30日まで届出済(改善されたもの)			平成29年6月30日時点で未届(改善されていないもの)			平成29年6月30日時点で未届(改善されていないもの)									
			届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数	施設数	届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数	施設数	届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数	施設数	届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数	施設数	届出に関する指導件数			
	合計	12,608	1,046	1,087	828	76	237	198	37	850	630	39	196	147	23			
1 北海道内	763	344	372	327	9	67	51	5	305	276	4	39	36	0	0			
北海道	295	93	107	107	1	24	24	0	83	83	1	10	10	0	0			
札幌市	195	210	206	206	2	22	22	1	184	184	1	26	26	0	0			
函館市	63	10	12	12	0	5	5	0	7	7	0	3	0	0	0			
旭川市	210	31	47	2	6	16	0	4	31	2	2	0	0	0	0			
2 青森県内	331	0	6	6	1	6	6	1	0	0	0	0	0	0	0			
青森県	188	0	6	6	1	6	6	1	0	0	0	0	0	0	0			
青森市	104	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
八戸市	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3 岩手県内	168	10	9	7	6	1	1	1	8	6	5	2	1	1	1			
岩手県	97	2	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0			
盛岡市	71	8	8	6	6	1	1	1	7	5	5	1	1	1	1			
4 宮城県内	161	35	37	23	0	5	3	0	32	20	0	3	3	0	0			
宮城県	86	18	23	9	0	5	3	0	18	6	0	0	0	0	0			
仙台市	75	17	14	14	0	0	0	0	14	14	0	3	3	0	0			
5 秋田県内	92	6	1	0	0	0	0	0	1	0	0	5	0	0	0			
秋田県	72	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0			
秋田市	20	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0			
6 山形県	176	3	7	7	0	4	4	0	3	3	0	0	0	0	0			
7 福島県内	143	4	4	4	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0			
福島県	78	4	4	4	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0			
郡山市	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
いわき市	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
8 茨城県	146	12	8	3	0	1	1	0	7	2	0	5	2	0	0			
9 栃木県内	92	2	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0			
栃木県	79	2	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0			
宇都宮市	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
10 群馬県内	366	13	18	12	1	6	4	1	12	8	0	1	1	1	1			
群馬県	224	7	9	9	0	3	3	0	6	6	0	1	1	1	1			
前橋市	80	2	5	3	1	3	1	1	2	2	0	0	0	0	0			
高崎市	62	4	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0			
11 埼玉県内	541	21	20	12	1	2	2	0	18	10	1	3	3	0	0			
埼玉県	368	14	12	11	1	1	1	0	11	10	1	3	3	0	0			
さいたま市	139	4	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0			
川越市	12	3	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0			
越谷市	22	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0			
12 千葉県内	456	38	48	41	0	18	17	0	30	24	0	8	8	0	0			
千葉県	283	17	27	0	16	16	0	11	11	0	6	6	0	0	0			
千葉市	97	19	18	11	0	1	0	0	17	11	0	2	2	0	0			
船橋市	49	2	3	3	0	1	1	0	2	2	0	0	0	0	0			
柏市	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
13 東京都内	782	29	35	4	4	9	1	1	26	3	3	3	3	0	0			
東京都	745	28	34	4	4	9	1	1	25	3	3	3	3	0	0			
八王子市	37	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0			
14 神奈川県内	806	80	64	64	3	9	9	0	55	55	3	25	23	3	3			
神奈川県	293	53	39	39	0	5	5	0	34	34	0	19	19	2	2			
横浜市	245	22	17	17	3	1	1	0	16	16	3	6	4	1	1			
川崎市	162	0	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0			
相模原市	64	5	6	6	0	1	1	0	5	5	0	0	0	0	0			
横須賀市	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
15 新潟県内	125	9	8	8	0	1	1	0	7	7	0	2	2	0	0			
新潟県	67	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0			
新潟市	58	8	7	7	0	0	0	0	7	7	0	1	1	0	0			
16 富山県内	79	12	11	3	1	0	0	0	11	3	1	1	0	0	0			
富山県	45	1	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0			
富山市	34	11	10	2	0	0	0	0	10	2	0	1	0	0	0			
17 石川県内	108	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
石川県	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
金沢市	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
18 福井県	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
19 山梨県	29	3	6	6	0	4	4	0	2	2	0	1	1	0	0			
長野県内	237	2	3	3	0	1	1	0	2	2	0	0	0	0	0			
長野県	190	1	2	2	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0			
長野市	47	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0			
21 岐阜県内	163	5	5	5	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	0			
岐阜県	117	2	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0			
岐阜市	46	3	3	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0			
22 静岡県内	243	10	9	5	0	3	3	0	6	2	0	4	4	0	0			
静岡県	153	8	7	4	0	3	3	0	4	1	0	4	4	0	0			
静岡市	52	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0			
浜松市	38	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0			
23 愛知県内	770	65	67	60	35	20	20	17	47	40	18	18	12	13	13			
愛知県	352	32	30	30	11	13	11	17	17	0	15	9	10	0	0			
名古屋市	356	28	31	25	24	6	6	25	19	18	3	3	3	0	0			
豊橋市	20	3	3	2	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0			
岡崎市	21	1	2	2	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0			
豊田市	21	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0			
24 三重県	180	6	9	4	0	5	1	0	4	3	0	2	0	0	0			
滋賀県内	33	4	3	3	0	0	0	0	3	3	0	1	0	0	0			
滋賀県	16	4	3	3	0	0	0	0	3	3	0	1	0	0	0			
大津市	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

未届の有料老人ホームに対する施設の届出、入居者処遇等に係る指導状況について

所管自治体	有料老人ホームの届出状況		平成28年6月30日時点で未届の有料老人ホーム(※実態把握中のものを含む)に対する指導状況										平成28年7月1日以降に新たに把握した未届の有料老人ホーム数(※実態把握中のものを含む)						
	有料老人ホームの届出済施設数	未届の有料老人ホーム数(※実態把握中のものを含む)	平成28年6月30日時点で未届の有料老人ホーム数(※実態把握中のものを含む)																
			平成29年6月30日まで届出済(改善されたもの)			平成29年6月30日時点で未届(改善されていないもの)			平成29年6月30日まで届出済(改善されたもの)			平成29年6月30日時点で未届(改善されていないもの)							
			届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数	施設数	届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数	施設数	届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数	施設数	届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数	施設数	届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数			
26 京都府内	74	3	3	1	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0			
京都府	17	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0			
京都市	57	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0			
27 大阪府内	894	100	95	45	0	12	11	0	83	34	0	17	11	0	0	0			
大阪府	320	46	47	23	0	5	5	0	42	18	0	4	2	0	0	0			
大阪市	309	17	15	15	0	5	5	0	10	10	0	7	7	0	0	0			
堺市	91	10	7	0	0	1	0	0	6	0	0	4	1	0	0	0			
高槻市	19	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
東大阪市	69	13	11	4	0	0	0	0	11	4	0	2	1	0	0	0			
豊中市	40	2	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0			
枝方市	46	12	12	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0			
28 兵庫県内	212	76	62	21	2	0	0	0	62	21	2	14	12	3	0	0			
兵庫県	55	16	15	15	0	0	0	0	15	15	0	1	1	0	0	0			
神戸市	81	20	15	5	2	0	0	0	15	5	2	5	3	0	0	0			
姫路市	16	36	29	1	0	0	0	0	29	1	0	7	7	3	0	0			
尼崎市	28	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0			
西宮市	32	3	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0			
29 奈良県内	93	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
奈良県	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
奈良市	40	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
30 和歌山県内	139	6	6	3	0	1	1	0	5	2	0	1	1	0	0	0			
和歌山県	50	3	2	2	0	0	0	0	2	2	0	1	1	0	0	0			
和歌山市	89	3	4	1	0	1	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0			
31 鳥取県	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
32 鳥取県	77	1	2	2	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0			
33 岡山県内	194	2	5	5	2	4	4	2	1	1	0	1	1	0	0	0			
岡山県	62	0	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
岡山市	78	2	2	2	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0			
倉敷市	54	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
34 広島県内	145	7	5	5	0	2	2	0	3	3	0	4	3	0	0	0			
広島県	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
広島市	54	5	5	0	0	2	2	0	3	3	0	2	1	0	0	0			
福山市	37	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0			
岐阜市	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
35 山口県内	245	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
山口県	181	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
下関市	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
36 徳島県	51	2	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0			
37 香川県内	114	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
香川県	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
高松市	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
38 愛媛県内	146	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
愛媛県	93	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
松山市	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
39 高知県内	64	10	9	9	0	0	0	0	9	9	0	1	1	0	0	0			
高知県	31	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0			
高知市	33	9	9	0	0	0	0	0	9	9	C	0	0	0	0	0			
40 福岡県内	819	43	43	33	0	8	8	0	35	25	0	8	5	0	0	0			
福岡県	422	31	32	27	0	5	5	0	27	22	0	4	4	0	0	0			
北九州市	153	4	3	3	0	2	2	0	1	1	C	3	1	0	0	0			
福岡市	191	6	5	0	0	0	0	0	5	0	0	1	0	0	0	0			
久留米市	53	2	3	3	0	1	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0			
41 佐賀県	194	8	4	4	0	1	1	0	3	3	0	5	5	1	0	0			
42 長崎県内	170	7	8	8	0	2	2	0	6	6	0	1	0	0	0	0			
長崎県	83	7	8	8	0	2	2	0	6	6	0	1	0	0	0	0			
長崎市	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C	0	0	0	0	0			
佐世保市	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
43 熊本県内	398	20	23	23	0	5	5	0	18	18	0	2	1	0	0	0			
熊本県	270	6	7	7	0	3	3	0	4	4	0	2	1	0	0	0			
熊本市	128	14	16	16	0	2	2	0	14	14	0	0	0	0	0	0			
44 大分県内	326	3	4	4	0	2	2	0	2	2	0	1	1	0	0	0			
大分県	188	3	4	4	0	2	2	0	2	2	0	1	1	0	0	0			
大分市	138	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
45 宮崎県内	447	21	25	16	0	12	8	0	13	8	0	8	0	0	0	0			
宮崎県	259	13	9	0	0	4	0	0	5	0	C	8	0	0	0	0			
宮崎市	188	8	16	16	0	8	8	0	8	8	0	0	0	0	0	0			
46 鹿児島県内	324	13	13	13	0	4	4	0	9	9	0	4	4	0	0	0			
鹿児島県	188	8	7	0	1	1	0	0	6	6	0	2	2	0	0	0			
鹿児島市	136	5	6	0	3	3	0	0	3	3	0	2	2	0	0	0			
47 沖縄県内	407	11	26	26	11	20	20	9	6	6	2	5	5	1	0	0			
沖縄県	327	5	18	18	6	17	17	6	1	1	0	4	4	0	0	0			
那覇市	80	6	8	5	3	3	3	5	5	2	1	1	1	1	1	1			

前払金の保全措置の状況について

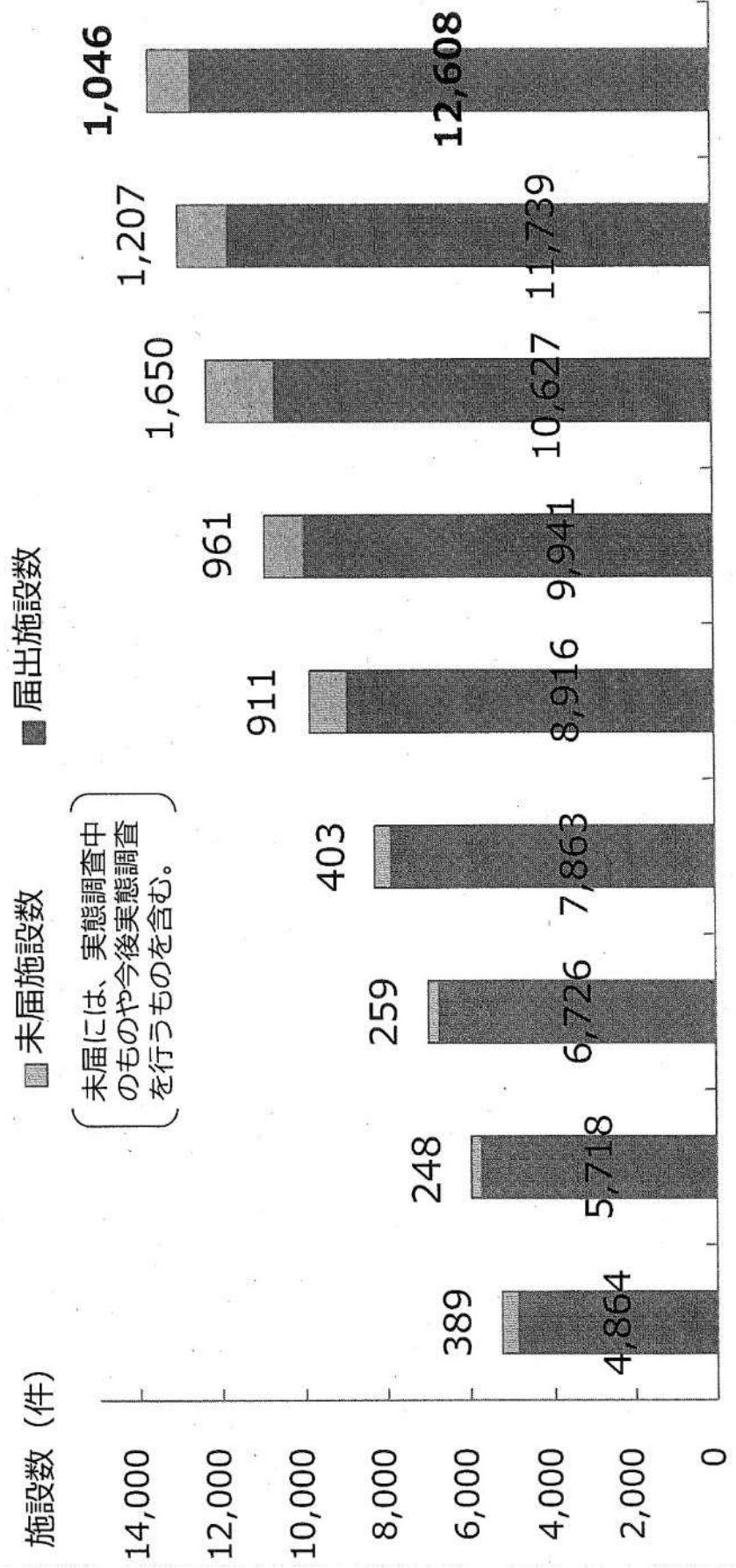
所管自治体	平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホーム数										
	(うち) 前払金を徴収している施設数										
	(うち) 前払金の保全措置を講じている施設数					(うち) 前払金の保全措置を講じていない施設数					指導件数
	(イ)銀行等による連帯保証委託契約	(ロ)信託会社等による信託契約	(ハ)全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度	(ニ)保険会社による保証保険契約	(ホ)その他						
合計	10,759	1,357	1,318	516	365	330	87	20	39	18	
1 北海道内	714	38	38	4	5	28	1	0	0	0	0
北海道	281	12	12	3	2	7	0	0	0	0	0
札幌市	166	21	21	0	3	18	0	0	0	0	0
函館市	59	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0
旭川市	208	3	3	1	0	2	0	0	0	0	0
2 青森県内	311	5	5	2	0	3	0	0	0	0	0
青森県	181	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森市	96	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
八戸市	34	4	4	1	0	3	0	0	0	0	0
3 岩手県内	149	3	2	2	0	0	0	0	1	1	1
岩手県	81	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盛岡市	68	3	2	2	0	0	0	0	1	1	1
4 宮城県内	138	17	13	4	3	6	0	0	4	3	3
宮城県	82	3	0	0	0	0	0	0	3	2	2
仙台市	56	14	13	4	3	6	0	0	1	1	1
5 秋田県内	87	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0
秋田県	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田市	18	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0
6 山形県	161	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
7 福島県内	124	8	8	6	1	0	0	1	0	0	0
福島県	62	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0
郡山市	11	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	51	5	5	4	0	0	0	1	0	0	0
8 栃木県	120	13	12	1	3	8	0	0	1	0	0
9 栃木県内	82	9	9	8	1	0	0	0	0	0	0
栃木県	70	6	6	5	1	0	0	0	0	0	0
宇都宮市	12	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0
10 群馬県内	352	5	5	1	1	3	0	0	0	0	0
群馬県	217	3	3	0	1	2	0	0	0	0	0
前橋市	79	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
高崎市	56	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
11 埼玉県内	423	109	109	43	44	20	2	0	0	0	0
埼玉県	302	72	72	29	31	12	0	0	0	0	0
さいたま市	96	31	31	12	12	6	1	0	0	0	0
川越市	9	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0
越谷市	16	4	4	2	0	1	1	0	0	0	0
12 千葉県内	368	124	117	35	30	29	21	2	7	7	7
千葉県	226	73	72	20	12	18	21	1	1	1	1
千葉市	79	35	29	12	8	8	0	1	6	6	6
船橋市	43	11	11	2	7	2	0	0	0	0	0
柏市	20	5	5	1	3	1	0	0	0	0	0
13 東京都内	555	350	348	149	138	54	7	0	2	0	0
東京都	530	343	341	149	133	52	7	0	2	0	0
八王子市	25	7	0	5	2	0	0	0	0	0	0
14 神奈川県内	594	259	255	74	52	84	44	1	4	0	0
神奈川県	225	95	95	24	0	29	42	0	0	0	0
横浜市	165	79	79	17	29	32	0	1	0	0	0
川崎市	110	63	59	27	15	15	2	0	4	0	0
相模原市	57	8	8	2	3	3	0	0	0	0	0
横須賀市	37	14	14	4	5	5	0	0	0	0	0
15 新潟県内	111	14	14	9	1	4	0	0	0	0	0
新潟県	58	9	9	5	1	3	0	0	0	0	0
新潟市	53	5	5	4	0	1	0	0	0	0	0
16 富山県内	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山市	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 石川県内	101	6	6	1	3	1	0	1	0	0	0
石川県	43	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0
金沢市	58	4	4	0	2	1	0	1	0	0	0
18 福井県	19	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0
19 山梨県	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 長野県内	226	19	17	6	6	4	0	1	2	2	2
長野県	179	14	12	2	5	4	0	1	2	2	2
長野市	47	5	5	4	1	0	0	0	0	0	0
21 岐阜県内	142	8	7	2	0	3	0	2	1	1	1
岐阜県	98	8	7	2	0	3	0	2	1	1	1
岐阜市	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 静岡県内	203	32	30	5	12	13	0	0	2	2	0
静岡県	133	17	15	3	6	6	0	0	2	0	0
静岡市	42	7	7	1	2	4	0	0	0	0	0
浜松市	28	8	8	1	4	3	0	0	0	0	0
23 愛知県内	657	36	34	14	15	5	0	0	2	2	2
愛知県	306	13	11	5	3	3	0	0	2	2	2
名古屋市	303	18	18	6	10	2	0	0	0	0	0
豊橋市	14	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
岡崎市	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊田市	18	4	4	3	1	0	0	0	0	0	0

前払金の保全措置の状況について

所管自治体	平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホーム数								指導件数	
	(うち) 前払金を徴収している施設数									
	(うち) 前払金の保全措置を講じている施設数									
	(イ)銀行等による連帯保証委託契約	(ロ)信託会社等による信託契約	(ハ)全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度	(ニ)保険会社による保証保険契約	(ホ)その他	(ド)前払金の保全措置を講じていない施設数				
24 三重県	167	0	0	0	0	0	0	0	0	
25 滋賀県内	28	7	0	0	7	0	0	0	0	
滋賀県	14	3	0	0	3	0	0	0	0	
大津市	14	4	0	0	4	0	0	0	0	
26 京都府内	65	26	9	1	16	0	0	0	0	
京都府	14	5	1	1	3	0	0	0	0	
京都市	51	21	8	0	13	0	0	0	0	
27 大阪府内	738	74	72	39	16	8	5	4	2	
大阪府	247	31	29	17	2	3	5	2	1	
大阪市	264	19	19	12	5	0	0	2	0	
堺市	79	7	7	4	3	0	0	0	0	
高槻市	12	1	1	0	1	0	0	0	0	
東大阪市	64	1	1	0	1	0	0	0	0	
豊中市	30	5	5	0	2	3	0	0	0	
枚方市	42	10	10	6	2	2	0	0	0	
28 兵庫県内	148	63	62	27	15	11	6	3	1	
兵庫県	39	13	13	5	2	1	5	0	0	
神戸市	50	29	29	9	7	10	1	2	0	
姫路市	14	5	4	1	3	0	0	0	1	
尼崎市	22	2	2	0	0	0	0	0	0	
西宮市	23	14	14	10	3	0	0	1	0	
29 奈良県内	77	8	8	2	2	4	0	0	0	
奈良県	44	0	0	0	0	0	0	0	0	
奈良市	33	8	8	2	2	4	0	0	0	
30 和歌山県内	137	4	4	1	1	2	0	0	0	
和歌山県	49	2	2	1	0	1	0	0	0	
和歌山市	88	2	2	0	1	1	0	0	0	
31 鳥取県	56	0	0	0	0	0	0	0	0	
32 鳥根県	68	1	1	0	1	0	0	0	0	
33 岡山県内	158	21	21	15	4	1	0	1	0	
岡山県	59	4	4	3	1	0	0	0	0	
岡山市	54	11	11	9	2	0	0	0	0	
倉敷市	45	6	6	3	1	1	0	1	0	
34 広島県内	108	13	13	8	4	1	0	0	0	
広島県	36	1	1	0	0	0	0	0	0	
広島市	33	12	12	7	4	1	0	0	0	
福山市	31	0	0	0	0	0	0	0	0	
呉市	8	0	0	0	0	0	0	0	0	
35 山口県内	212	2	2	2	0	0	0	0	0	
山口県	158	2	2	2	0	0	0	0	0	
下関市	54	0	0	0	0	0	0	0	0	
36 徳島県	47	0	0	0	0	0	0	0	0	
37 香川県内	87	4	4	0	0	1	0	3	0	
香川県	40	0	0	0	0	0	0	0	0	
高松市	47	4	4	0	0	1	0	3	0	
38 愛媛県内	120	4	4	2	1	0	1	0	0	
愛媛県	78	2	2	2	0	0	0	0	0	
松山市	42	2	2	0	1	0	1	0	0	
39 高知県内	59	0	0	0	0	0	0	0	0	
高知県	29	0	0	0	0	0	0	0	0	
高知市	30	0	0	0	0	0	0	0	0	
40 福岡県内	670	47	38	23	3	11	0	1	9	
福岡県	345	10	8	5	1	2	0	0	2	
北九州市	128	4	3	2	1	0	0	0	1	
福岡市	149	31	25	15	0	9	0	1	6	
久留米市	48	2	2	1	1	0	0	0	0	
41 佐賀県	188	1	1	1	0	0	0	0	0	
42 長崎県内	133	1	0	0	0	0	0	0	1	
長崎県	58	0	0	0	0	0	0	0	0	
長崎市	44	1	0	0	0	0	0	0	1	
佐世保市	31	0	0	0	0	0	0	0	0	
43 熊本県内	371	4	4	4	0	0	0	0	0	
熊本県	248	0	0	0	0	0	0	0	0	
熊本市	123	4	4	4	0	0	0	0	0	
44 大分県内	285	2	2	2	0	0	0	0	0	
大分県	158	0	0	0	0	0	0	0	0	
大分市	127	2	2	0	0	0	0	0	0	
45 宮崎県内	405	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮崎県	236	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮崎市	169	0	0	0	0	0	0	0	0	
46 鹿児島県内	307	13	13	11	0	2	0	0	0	
鹿児島県	176	2	2	1	0	1	0	0	0	
鹿児島市	131	11	11	10	0	1	0	0	0	
47 沖縄県内	385	1	1	0	1	0	0	0	0	
沖縄県	309	1	1	0	1	0	0	0	0	
那覇市	76	0	0	0	0	0	0	0	0	

届出を行っていない有料老人ホーム

- 「届出」を行っていない事業者は、老人福祉法第29条第1項の規定に違反している
- 「届出」がなければ、その有料老人ホームは行政との連携体制が不十分となる恐れがあるため、都道府県等においては、未届施設に対する実態把握や指導監督を強化するなどの対応が必要



平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年

出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ（平成21年～平成26年は10月31日時点、平成27年～平成29年は6月30日時点）

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホーム

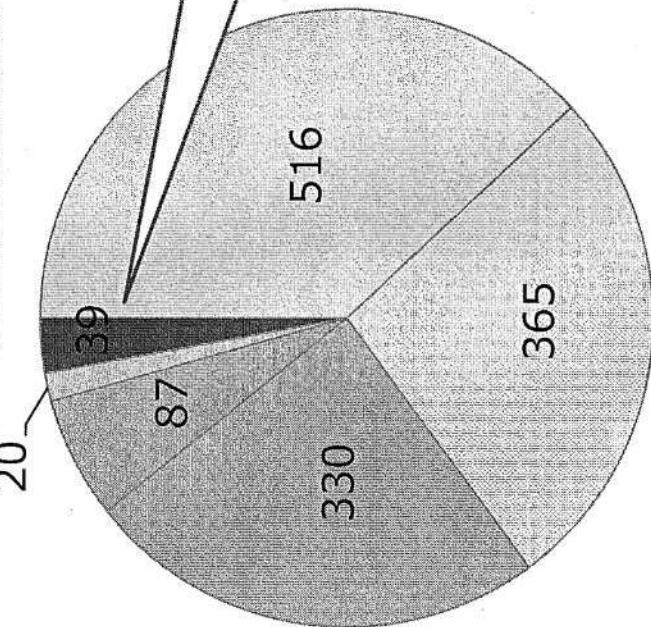
- 平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホームのうち前払金の保全措置を講じていない事業者は、老人福祉法第29条第7項の規定に違反している
- 保全措置がない場合、事業者が有料老人ホーム事業を継続できなくなつたときに、入居者が最初に支払つた前払金の残余分を返済することができなくなる恐れがあるため、入居者保護の観点から、厳正な指導が必要

■ 銀行等による通常保証委託契約
■ 全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度
■ その他

□ 信託会社等による信託契約
■ 保険会社による保証保険契約
■ 前払金の保全措置を講じていない施設数

違反施設の割合

年度	割合
H23年度	19.8%
H24年度	17.2%
H25年度	11.7%
H26年度	9.3%
H27年度	6.0%
H28年度	4.0%
H29年度	2.9%



出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ（平成29年6月30日時点）

神奈川県 高齢福祉課 保健・居住施設グループ

FAX 045-210-8874

平成30年度 有料老人ホーム運営講習会 質問用紙

施設名			
連絡先	担当者名		
	電話番号	—	—
	FAX番号	—	—
施設類型	<input type="checkbox"/> 介護付有料老人ホーム <input type="checkbox"/> 住宅型有料老人ホーム		
【質問内容】			

※ 特定施設入居者生活介護等の介護保険に係る質問は、介護保険指定事業者等指導講習会の質問用紙で
お願いします。